

官報

号外 昭和二十四年五月十三日

○第五回 參議院會議錄第二十五号

昭和二十四年五月十二日(木曜日)午前 十時二十四分開議	議事日程 第二十四号	昭和二十四年五月十二日 午前十時開議
第一 郵便爲替法及び郵便振替 金法の一部を改正する法律案 (内閣提出) (委員長報告)	第二 郵便貯金法の一部を改正す る法律案(内閣提出) (委員長報告)	第三 緊急失業対策法案(内閣提 出、衆議院送付) (委員長報告)
第四 郵便切手類賣さばき所及び 印紙賣さばき所に関する法律案 (内閣提出) (委員長報告)	第五 下級裁判所の設立及び管轄 区域に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出、衆議院 送付) (委員長報告)	第六 労働者災害補償保険法の 一部を改正する法律案(内閣提 出、衆議院送付) (委員長報告)
第六 皇族の身分を離れた者及び 皇族となつた者の戸籍に関する 法律の一部を改正する法律案 (内閣提出) (委員長報告)	第七 失業保険法の一部を改正す る法律案(内閣提出、衆議院送 付) (委員長報告)	第七 未復員者給與法の一部を 改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
第八 職業安定法の一部を改正す る法律案(内閣提出、衆議院送 付) (委員長報告)	第九 緊急失業対策法案(内閣提 出、衆議院送付) (委員長報告)	第八 学校教育法の一部を改正 する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第十 未復員者給與法の一部を 改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)	第十一 特別会計及びアルコール專賣事 業特別会計の利益の一般会計へ の納付の特例に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第十二 備蓄法の一部を改正する 法律案(内閣提出) (委員長報告)
第十三 國庫余裕金の繰替使用に 関する法律案(内閣提出、衆議 院送付) (委員長報告)	第十四 國庫余裕金の繰替使用に 関する法律案(内閣提出、衆議 院送付) (委員長報告)	第十五 傷病予防法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付) (委員長報告)
第十六 國立公園法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付) (委員長報告)	第十七 死体解剖保存法案(内閣 提出) (委員長報告)	第十八 年齢のとなえ方に関する る請願 (委員長報告)
第十九 高等学校教育用ラジオ受 信機購入の際の物品税免除に する請願(二件) (委員長報告)	第二十 美容取引高稅廢止に關す る請願 (委員長報告)	第二十一 引揚者に対する物資配給 の請願 (委員長報告)
第二十二 生業資金貸付に關する請 願 (委員長報告)	第二十三 引揚者新規漁業者に漁 業資材継続優先配給の請願(四 件) (委員長報告)	第二十四 引揚者に対する物資配給 の請願 (委員長報告)
第二十五 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第二十六 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第二十七 引揚者住宅建設促進に 関する請願 (委員長報告)
第二十八 引揚者住宅建設促進に 関する請願 (委員長報告)	第二十九 引揚者新規漁業者に漁 業資材継続優先配給の請願(四 件) (委員長報告)	第二十九 引揚者新規漁業者に漁 業資材継続優先配給の請願(四 件) (委員長報告)

第三十一 水あめの物品稅減額に關 する請願 (委員長報告)	第三十二 人工甘味料の物品稅引下 げに關する請願 (委員長報告)	第三十三 児童乗物の物品稅引下げ に關する請願 (委員長報告)
第三十四 國鐵退職者に対する共済 年金増額の請願 (委員長報告)	第三十五 國民金融公社設置に關す る請願 (委員長報告)	第三十六 紡人紡力織機復元資金 に關する請願 (委員長報告)
第三十七 紡人紡織物の消費稅低減 に關する請願 (委員長報告)	第三十八 兒童厚生施設に対する國 庫補助制度設定の請願 (委員長報告)	第三十九 性病撲滅普及映画作成に 關する請願 (委員長報告)
第三十九 性病撲滅普及映画作成に 關する請願 (委員長報告)	第四〇 國立富士病院拡充に關す る請願 (委員長報告)	第四一 保健婦検定試験に臨時特 別設定の請願(五件) (委員長報告)
第四〇 國立富士病院拡充に關す る請願 (委員長報告)	第四二 らい特効薬「プロミン」のら い患者施療に関する請願 (委員長報告)	第四三 おむつ資材配給等に関する 請願 (委員長報告)
第四一 引揚者の中企業に対し 融資の請願 (委員長報告)	第四四 國立都城病院の拡充整備 に関する請願 (委員長報告)	第四四 在外同胞引揚促進に關す る請願 (委員長報告)
第四二 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第四五 引揚者行政整理より除 外するの請願(三件) (委員長報告)	第四五 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)
第四三 おむつ資材配給等に関する 請願 (委員長報告)	第四六 引揚者新規漁業者に漁 業資材継続優先配給の請願(四 件) (委員長報告)	第四六 引揚者新規漁業者に漁 業資材継続優先配給の請願(四 件) (委員長報告)
第四四 在外同胞引揚促進に關す る請願 (委員長報告)	第四七 引揚者に対する物資配給 の請願 (委員長報告)	第四七 引揚者に対する物資配給 の請願 (委員長報告)
第四五 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第四八 引揚者住宅対策に關する 請願(三件) (委員長報告)	第四九 引揚者事業体に住宅建設 資材優先発注の請願(三件) (委員長報告)
第四六 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第五〇 公館借上金及び難民救濟 金の支還に関する請願 (委員長報告)	第五一 中央地区の一般未帰還者 に対する給與の請願(三件) (委員長報告)
第四七 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第五二 未復員者、特別未帰還者 に対する給與の請願 (委員長報告)	第五二 未復員者、特別未帰還者 に対する給與の請願 (委員長報告)
第四八 引揚者住宅対策に關する 請願(三件) (委員長報告)	第五三 児童乗物の物品稅引下げ に關する請願 (委員長報告)	第五三 児童乗物の物品稅引下げ に關する請願 (委員長報告)
第四九 引揚者事業体に住宅建設 資材優先発注の請願(三件) (委員長報告)	第五四 農漁村における引揚者住 宅建設助成の請願 (委員長報告)	第五四 引揚者優先起用の請願(二件) (委員長報告)
第五〇 公館借上金及び難民救濟 金の支還に関する請願 (委員長報告)	第五五 上椎葉水力発電所建設に 関する請願 (委員長報告)	第五五 引揚者優先起用の請願(二件) (委員長報告)
第五一 中央地区の一般未帰還者 に対する給與の請願(三件) (委員長報告)	第五六 引揚者の中企業に対し 融資の請願 (委員長報告)	第五六 引揚者の中企業に対し 融資の請願 (委員長報告)
第五二 未復員者、特別未帰還者 に対する給與の請願 (委員長報告)	第五七 北朝鮮残留者の帰國促進 に関する請願 (委員長報告)	第五七 北朝鮮残留者の帰國促進 に関する請願 (委員長報告)
第五三 児童乗物の物品稅引下げ に關する請願 (委員長報告)	第五八 無線故引揚兒童教育施設 費全額國庫補助に関する請願 (委 員長報告)	第五八 無線故引揚兒童教育施設 費全額國庫補助に関する請願 (委 員長報告)
第五四 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第五九 在外同胞引揚促進に關す る請願 (委員長報告)	第五九 在外同胞引揚促進に關す る請願 (委員長報告)
第五五 上椎葉水力発電所建設に 関する請願 (委員長報告)	第六〇 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第六〇 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)
第五六 引揚者優先起用の請願(二件) (委員長報告)	第六一 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)	第六一 引揚者更生事業金融に 関する請願 (委員長報告)
第五七 引揚者優先起用の請願(二件) (委員長報告)	第六二 生業資金貸付に關する請 願 (委員長報告)	第六二 生業資金貸付に關する請 願 (委員長報告)
第五八 無線故引揚兒童教育施設 費全額國庫補助に関する請願 (委 員長報告)	第六三 稅制改正に関する陳情 (委員長報告)	第六三 稅制改正に関する陳情 (委員長報告)

第六四 炭鉱向け資材の支拂に関する
しむと付融資方法活用の陳情

(委員長報告)

第六五 税査定に関する紛争処理

(委員長報告)

第六六 紗人綿織物業に対する融資の陳情

(委員長報告)

第六七 國稅徵收關係法令の改正に関する陳情

(委員長報告)

第六八 轉送機業者復元に伴う融資の陳情

(委員長報告)

第六九 母子保護施設拡充に関する陳情

(委員長報告)

第七〇 引揚者に対する特別融資復活の陳情

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨十一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
郵政事業特別会計法案
電気通信事業特別会計法案
國家公務員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法案
道路交通事故法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の予備審査のため内閣提出案を委員会に付託した。
國家公務員法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託した。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

同日議長は、左の予備審査のため左の議案が送付された。
郵政事業特別会計法案
電気通信事業特別会計法案
國家公務員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法案
道路交通事故法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の予備審査のため内閣提出案を委員会に付託した。
國家公務員法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託した。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

同日議長は、左の予備審査のため左の議案が送付された。
郵政事業特別会計法案
電気通信事業特別会計法案
國家公務員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法案
道路交通事故法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の予備審査のため内閣提出案を委員会に付託した。
國家公務員法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託した。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

同日議長は、左の予備審査のため左の議案が送付された。
郵政事業特別会計法案
電気通信事業特別会計法案
國家公務員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法案
道路交通事故法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の予備審査のため内閣提出案を委員会に付託した。
國家公務員法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託した。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

同日議長は、左の予備審査のため左の議案が送付された。
郵政事業特別会計法案
電気通信事業特別会計法案
國家公務員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法案
道路交通事故法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の予備審査のため内閣提出案を委員会に付託した。
國家公務員法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託した。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

同日議長は、左の予備審査のため左の議案が送付された。
郵政事業特別会計法案
電気通信事業特別会計法案
國家公務員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法案
道路交通事故法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の予備審査のため内閣提出案を委員会に付託した。
國家公務員法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託した。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

大蔵委員会に付託した。

廣島平和記念都市建設法案

長崎國立文化都市建設法案

郵便年金法案可決報告書

同日議長から内閣總理大臣及び運輸大臣宛左の決議を送付した。

國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日両議院の両院法規委員長から左の勧告書を受領した。

財產権に関する法律等改正のための特別委員会設置に関する勧告

同日議員から左の質問主意書を提出した。

日本赤十字社在外資産に関する質問主意書(井上なつゑ君提出)

夕張鉄道の札幌駅又は苗穂駅乗入れに関する質問主意書(小林米三郎君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

出荷、荷受け機関の設立と協同組合理念の相克についての質問主意書(青山正一君提出)

水産用石油問題に関する質問主意書(青山正一君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

○議長(松平恒雄君) これより本日の会議を開きます。

この際お詫びいたします。田口政五郎君より人事委員を、小串清一君より労働委員をそれべく辞任いたしたい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として人事委員に小串清一君を、労働委員に田口政五郎君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第一、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第二、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第三、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案、日程第四、郵便切手類販賣所及び印紙賣さばき所に関する法律案、(いずれも内閣提出)、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。通信委員長大島定吉君。

郵便爲替法及び郵便振替金法の一部を改正する法律案

ついて國內法に所要の規定を設ける
といふのであります。而して本法案の
内容といたしますところは、郵便爲替
法及び郵便振替金法に、それへ、外
國郵便爲替、外國郵便振替貯金に關す
る料金は、條約に規定する料金を超
えない範囲において、内閣總理大臣及び
郵政大臣が命令でこれを定めるといふ
一項を加えるといふのであります。本
委員会は慎重に審議いたしましたところ
で、外國郵便爲替及び外國郵便振替貯
金の一般に關する質疑のありました
外、格別の御質問もなく、又討論に入
りましても別段御發言もなく、全会一致
致を以て原案通り可決すべきものと決
定いたした次第であります。

郵便貯金の一回の預入金額を引上げること、第五に割増金附定額郵便貯金のことと、郵便貯金の「定期預金」の制度化など、郵便貯金の運営方針を改めると等であります。右につきまして委員会におきましては慎重に審議をいたしましたのであります。先ず一委員から、貯金の振置期間を短縮したのは如何なる理由かとの質問に対しまして、これは過去の実績とインフレ下長期のものとを好まない一般の趨勢に鑑みて、從来の一ヶ年の外に六ヶ月のものを新たに設けたのであるとの答弁がありました。

次に、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案の提案理由についておきましては、郵便貯金法に基いて取扱う國債証券その他の証券の保管業務は、郵便貯金の預金者の便用を図るため設けられたものであります。が、日華事変以降における巨額の國債の増加を示し、現在におきましては、保管証券の枚数約一億四千万、額面金額約二十二億七千万円に達しておるのであります。現在この処理のために年額費を算出するが、日華事変以前における巨額の債券の発行に伴いまして、急激な増加を示し、現在におきましては、保有額約三円の費用を掛けておるわけになります。現在この証券について整理を行ひ、以て郵便貯金事業の経営の合理化を期したいというのであります。

今その内容の主なる点について申上げますと、現在通信省が保管している証券は、最近発行された一部高額の國債証券を除き、すべて原則として大蔵省預金部に賣却し、本年九月一日を以てその代金を預金者の預金に組入れるのであります。この措置を実施するにつきまして、預金者の意思を尊重するため、六月一日より三ヶ月の猶予期間を設け、この措置を希望しない預金者に對しては、猶予期間中に証券を返付又は賣却を認めることとしたしております。尙ほこの措置によりまして買入れられる証券の價格は政令を以て定めることとしたており、このようにして郵便貯金に組入れられた貯金は、昭和二十四年九月一日にすべて郵便貯金となつたものとみなされ、その日から郵便貯金として利子が附せられることはもとより、一般の郵便貯金と同様に拂戻しができるのであります。又この証券整理貯金に関する預金者の権利は、郵便貯金に組入れられた日から十年間以内に預金者が通帳に記入の請求をしない限り消滅するものといたしております。尙ほ本法律施行後は、昭和二十三年四月一日以後発行にかかる國債証券で額面金額千円以上のものに限り取扱うこととしておるのであります。

間内に記入の請求をしないときは、この証券整理貯金についての預金者の権利は何らの予告、報告もなしにそのとき消滅するとしてあるが、それでは一般貯金の権利の消滅の場合の手続に比し、国民の権利擁護の点において全くるものと思うがどうかという質問がありました。これに対しましては、この証券保管業務は、通帳、保管証、原簿等の処理を必要とするので、十年間も睡眠しているこれらに対して一々催告をすることは、労力及び経費の上から極めて困難であつて、一般貯金についても將來催告という制度は或る限度を附したいと考えているが、この整理貯金の通帳への記入請求については銀窓周知宣傳に努め、又権利の消滅に当つては、一定額以上のものに対する二般貯金と同様事実上の催告をして、預金者の権利擁護に遺憾なきを期するという答弁がありました。次に買入價格はどんなんに決められるかという質問に対しましては、買入價格の決定に際しては、もとより預金者の利益を十分に考慮して、現在郵便局又は銀行で行なつておりまする証券買上の場合と同様の價格を定める方針であるとの答弁がありました。又この法律の実施の結果、従業員の整理が行われるではないかとの質問に対しましては、本法案の実施と行政整理とは直接的な関連はないが、事務が簡素化され余剰人員が生じた場合にも、できるだけその意図に反して職を失うことのないよう、又配置轉換等を行う際にも、住宅等のこととも考慮し、無理のないやり方をして行きたいとの答弁がありました。かくいたしまして、質疑を終えまして、討

論に入りましたところ、無所属議論会の千葉委員より、本法案の実施の結果、三千八百人の從業員が何らかの形において少くとも配置転換の止むなきに至るであろうが、これに關してなされた通信大臣の答弁が誠実に履行されることを條件として賛成があり、又民主党的小林委員よりは、証券整理貯金として組入れられた貯金の権利擁護に対する極力本法案の趣旨の宣傳啓蒙に努むると共に、権利消滅の場合には、高額のものには個々に催告を行う等万全の措置を講ずることを希望して賛成の発言がありました。採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に郵便切手類賣ばき所及び印紙賣ばき所に関する法律案についての提案理由といたしますところは、郵便切手類賣捌所及び印紙賣捌所並びに賣捌人に関する事項は、現在省令で規定せられておりますが、郵便切手類の賣捌については、郵便法の規定によりまして法律で定める必要があり、又印紙の賣捌につきましても法律で定めることが適当と認められますので、新たにこの法律を制定して、賣捌所の設置及び業務、賣捌人の選定、業務遂行上の業務、賣捌手数料等に関する基本的事項を規定しよろといふのであります。

今その内容の主なる点を申上げますと、賣捌人の資格條件は、一定の資力を有し、且つ賣捌の業務を行ひに支障がないと認められる者であることをいたしているのであります。更に賣捌人し、又印紙のみの賣捌人は從来通り營利を目的としない法人に限ることにいたしているのであります。

同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「福田村」を削り、同表廣島簡易裁判所の管轄区域の欄中

同表長崎灘に管轄裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬村」を「黒瀬町」に、同表平戸管轄裁判所の管轄区域の欄中「調川村」を「調川町」に改め、同表水俣簡易裁判所の項を次のようになります。

裁判所の項の次に次の一項を加える。

			豊茂郡の内
		川上村	東志和村
	西條町		志和城村
	吉川村	熊野跡村	西志和村
	永村	西高屋村	原村
			板城村
			下三
		豊田郡の内	
	河内町	大草村	豊田村
			樺製村
	竹仁村	入野村	豊榮町
			久芳村
	戸野村	小谷村	
同表因泉簡易裁判所の管轄区域の「欄山田熊野村」を「田熊町」に、同表福山簡易裁判所の管轄区域の「欄山田見島市」及び「瀬戸町・郷内村・琴浦町・薩崎村・粒江村」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の二項を加え る。	田万里村		
の欄山田熊野村」を「瀬戸村・山南村」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の「欄山」「見島市」及び「瀬戸町・郷内村・琴浦町・薩崎村・粒江村」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の二項を加え る。			

同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「神島外村」を「神島外村白石島村」に、同表鳥取簡易裁判所の項を次のように改める。
兒島縣の内
兒島市
兒島郡の内
薩摩町 郷内村 琴浦町 離崎町 粟江村 薩摩町 郷内村 琴浦町 離崎町 粟江村
薩摩町 郷内村 琴浦町 離崎町 粟江村

		鳥取	島取市	鳥取縣の内
			岩美郡の内	
			米里村	氣高郡
			津ノ井村	
			倉田村	
			宇倍野村	
			成器村	
			大茅村	
			面影村	
		八頭郡の内		
		下私都村	中私都村	
			上私都村	
同表鳥取簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。				

島取縣の内
岩美郡の内
浦富町
岩井町
福部村
大岩村
本庄村
小田村
網代村
田後村
東村
蒲生村

同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「大村」を「大村
美濃島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下瓶村」を「下瓶村
域の欄中「西白河郡」を「白河市」、「西白河郡」に改め、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中
「東置賜郡の内」を削り、同表新庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「最上郡」を「新庄市」、「最上郡」に改
め、同表米澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤湯町」、「糠野目村」、「冲郷村」、「吉島村」、「宮内町」、「吉野村」
「金山村」、「漆山村」、「梨郷村」、「大塙村」、「高畠町」、「二井宿村」、「星代村」を削り、同簡易裁判所の項の次
に次の一項を加える。

赤湯		山形県の内 東置賜郡の内	
赤湯町	櫻野目村	沖郷村	吉島村
金山村	漆山村	梨郷村	宮内町
屋代村	中川村	大塚村	吉野村
		高畠町	二井宿村

同表若尾澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗澤村」を「栗澤町」に、同表瀧川簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤平町」を「赤平町」、「上砂川町」に、同表教別簡易裁判所の管轄区域の欄中「雄武村」を「雄武町」に、同表稚内簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗谷郡」を「稚内市」「宗谷郡」に改める。

同表西條簡易裁判所の項を次のように改める。

愛媛縣の内
西條市 周桑郡
新居郡の内
大桑木村

同表西條管勿裁判所の項の次に次の一項を加える。

新居浜市	新居郡の内
新居郡の内	新居浜市
泉川町	角野町
多喜浜村	中森町
越智郡大字支那の内	頃生村
越智郡大字支那の内	大島村
船木村	神郷村

越後國守島村
梶島 明神島 家島 美濃島 風島
宇摩郡の内
別子山村

(保険料額の決定及び更正)

第三十四条の二 事業主が前條第一項に規定する期限までに申告書を提出しなかつた場合、又はその申告若しくは修正申告にかかる保険料額が納付すべき保険料額と異なると認められる場合は、政 府は、命令の定めるとところによつて、その納付すべき保険料額又はすでに納付した保険料額を決定し又は更正することができる。

えないのである。前項の場合においては、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)第三十一條の六の規定を準用する。(追徵金)

第三十四條の四

第三十五条第一項中「保険料」を「保険料その他この法律の規定による徴収金」に、同條第二項中「政令で定める金額」を「十円」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合

の限りでない。

法律で、日雇の一日以内の期

主之譲田

四 前條第一項の規定
いに雇労働者が、事業
れる場合は、公共職業
認可を受けて、失業保
者となることができる

徵金の納付については、第三十
四條の二第三項の規定を準用す

(日雇労働者) 第三十八條の二

(保険料額の決定及び更正)
第三十四条の二 事業主が前條第一項に規定する期限までに申告書を提出しなかつた場合、又はその申告若しくは修正申告にかかる保険料額が納付すべき保険料額と異なると認められる場合においては、政
府は、命令の定めるところによつて、その納付すべき保険料額又はすでに納付した保険料額を決定し又は更正することができる。
事業主が第六條第二項に規定する届出をしなかつた場合又は定められた期限経過後に届出をした場合においては、政府は、事業主が第六條第一項の規定に該当するに至つた日にさかのぼつて納付すべき保険料額を決定することがで
きる。但し、その保険料額は、事業主が第六條第二項に規定する届出をなすべきことを命ぜられた日の属する月の前六箇月分を超えては、これを決定しない。
前二項の規定によつて決定又は更正がなされた場合においては、決定された保険料額又は更正によ
り増加した保険料額は、決定又は更正がなされた日から十四日以内に、これを政府に納付しなければならない。

「保険料その他のこの法律の規定によつて賃金に徴収する金額」に、同條第二項中「政令で定める金額」を「十円」に改める。

第三十五条第一項中「保険料」を「第三十六条第一項中「保険料」を次のように改める。

第三十六条前條の規定によつて賃金に徴収したときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料額百円未満の端数又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴收しない。

延滞金の計算において、前項の保険料額に百円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

前二項の規定によつて計算した延滞金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

延滞金は、左の各号の一に該当する場合には、これを徴収しない。

一 督促状の指定期限までに徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所が不明なため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が十円未満のとき。

第五章を次のように改める。

第五章 日雇労働保険者に関する特例

(日雇労働者)
第三十八條の二 この法律で、日雇労働者は、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

一 日雇用される者

二 一月において三十日以内の期間を定めて雇用される者

(日雇労働被保険者)
第三十八條の三 被保険者であつて、左の各号の一に該当する日雇労働者に関する特例については、本章の定めるところによる。

一 公共職業安定所の所在する市（東京都の区の存する区域を含む。）町村、又これに隣接する市町村であつて労働大臣が指定するものの区域（以下適用区域といふ。）に居住し、第六條第一項の認可を受けた事業主（以下單に事業主という。）に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある事業主の事業所に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある事業主の事業所であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基いて労働大臣が指定したものに雇用される者

て、その該當するに至つた日から起算して五日以内に公共職業安定所に届け出、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならぬ。
第三十八條の四 前條第一項の規定に該当しない日雇労働者が、事業主に雇用される場合は、公共職業安定所長の認可を受けて、失業保険の被保険者となることができる。
前項の認可を受けた者は、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。
第一項の規定によつて被保険者となつた者に関する特例については、本章の定めるところによる。
第三十八條の五 前二條の規定に該当する者（以下日雇労働被保険者といふ。）に関するは、第六條第二項、第九條、第十條、第十三條から第二十條まで、第二十一條、第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條第二十七條第三十條から第三十二條まで、第三十四條から第三十四條の四まで及び第四十九條第二項の規定は、これを適用しない。
日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された場合は、その翌月の最初の日から、本章の規定は、これを適用しない。
(要領要件)
第三十八條の六 日雇労働被保険者が失業した場合において、失業の日の属する月の前二月間に、その

職業安定法の一部を改正する法律
案
職業安定法の一部を改正する法律

百四十一号) の一部を次のように改正する。
第四條中第三号を削り、第二号を正す。
第四号とし、第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げる。

第一号の次に、次の二号を加える。
二、失業者に対し、職業に就く機会を與えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めるこ

と。
三、求職者に対し、迅速に、その能力に適当な職業に就くことをあつ旋するため、及び求人者に對し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

第五條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げる。第一項の次に、次の二項を加える。
この法律で無料の職業紹介とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。
この法律で有料の職業紹介とは、營利を目的として行う職業紹介をいい、実費職業紹介及び營利職業紹介としての入会金・定期的掛金・手数料その他の料金を徴収するものをであつて、職業紹介とは、營利を目的として行う職業紹介をいう。

第二章標題中「政府の行う」を「職業紹介」として改め、第一項の規定による学校の學生若しくは生徒又はそ

第十一條(公共職業安定機関の行う)に改める。

(公共職業安定機関に対する協力)
第十條 公共職業安定所は、公共船員職業安定所について、これに協力しなければならない。

第十一條に、次の二項を加える。
市町村長は、前項の事務に關し、求人者又は失業者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

第十二條第一項中「この法律の施行に関する重要事項」の下に「及び他の法律に基きその権限に属せしめられた事項」を加え、同條第十一項を次のように改める。

第十九條第一項を次のように改める。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、一般の政府職員の旅費、日当及び宿泊料の金額に準じ、労働大臣が、これを定める。

第二十條の三 公共職業安定所長は、学校教育法第一條の規定による学校の學生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行うため必要があると認めると、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができること。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができることの業務は、左の各号に掲げる事項に限られるものとする。

一 求人申込を受理し、且つ、その受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。

二 求職申込を受理すること。

三 求職者を求人者に紹介すること。

四 職業指導を行うこと。

五 就職後の補導を行うこと。

六 公共職業紹介所への入所のあつ施を行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校

の学校を卒業した者の職業紹介について、第二節の規定によるの

外、学校と協力して、これらの者に對し、労働力の需要供給の状況

その他職業に関する情報提供し、職業選択に必要な助言援助を與え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適當なで

きるだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつ旋するよう努めなければならない。

第二十條の四 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を定め、これに自己に代つてその業務を担当させ、公共職業安定所との連絡を行わせる

ことができる。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長に対して、職業に関する情報の提供その他の学校の長の行う職業紹介に関する事項に關する連絡を行つて、職業の執行についての援助を與えるとともに、特に必要があると認めるときは、これに対して、経済上の援助を與えることができる。

第一項の規定により公共職業安

定所の業務の一部を分担する学校の長は、その業務の執行に關し、職業安定所長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基づいて定める基準に従わなければならぬ。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長が、法令又は前項の基準に違反したときは、その学校の長の行う職業紹介に關する業務を停止させることができ。

前七項の規定は、学校の長が第

の長は、第十六條及び第十七條の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人

又は求職の申込は、これを受理し、これに適用しない。

第二十條の四 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介に關する事項は、命令

で、これを定める。

第二十條を次のように改める。

(職業指導の原則)
第二十六條 職業指導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業種目について行わなければならぬ。

職業指導は、公共職業紹介所における職業指導及び失業者の職業を與える目的を以て經營される施設における作業訓練として行われる。

この法律の職業指導には、學校教育法に基いて行われる一般職業教育を含まない。

労働大臣は、職業指導の計画を樹立するに當つては、関係教育行政廳の協力を得て、學校の施設の

最も有効な活用を図るとともに、學校における職業教育との重複を避けなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務

の一部を分担する学校の長が、法令又は前項の基準に違反したときは、その学校の長の行う職業紹介に關する業務を停止させることができる。

この節の規定は、國がその経費

の全部又は一部を負担する職業紹介事業について、これを適用する。

第二十條の次に、次の二條を

加える。

(身体障害者に対する職業補導)

第二十六條の一 身体に障害のある者で、職業補導により通常の職業に就くことができると認められるものに対する職業補導は、通常の職業補導を受ける者と共に、これを行う。但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受ける者が困難であると認められる者については、その者の能力に適するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行うことができる。

労働大臣は、必要があると認めるとときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣の協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために經營される更生施設と併設することができる。

労働大臣が必要があると認めるときは、公共職業補導所は、身体に障害のある者の職業補導を行う

ため、作業義し、及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

第二十七條の見出しを「(公共職業補導所の設置)」に改め、同條第一項を次のように改める。

労働大臣は、前二條の職業補導を行なうため、都道府県知事をし

て、公共職業補導所を設置して、これを經營せしめるものとする。

第二十七條第二項を第四項とし、同項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に、「又は公共團体その他の者に」を又は公の機關に限り、「に改め、同條第一項の次に、次の二項を加える。

官報号外 昭和二十四年五月三十日 教育院会議録第二十五号 休業保険法の一部を改正する法律案外三件

都道府県知事は、公の機関に限り、公共職業補導所の經營を委託することができる。

労働大臣は、第二十六條第二項に規定する作業訓練に関する計画をたて、都道府県知事をして、これを実施せしめるものとする。

第二十八條の見出しを「(負担金等)」に改め、同條第一項を次のよう

に改め、同條第一項を次のように規

定する。作業訓練に関する計画をたて、都道府県知事をして、これを実施せしめるものとする。

第二十九條の見出しを「(負担金等)」に改め、同條第一項から第三項までに規定により、都道府県知事が行なう公共職業補導所の設置及び經營並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

第二十八條に、次の二項を加える。
政府は、都道府県知事の行なう職業補導が、この法律又はこれに基づいて労働大臣の定める基準に違反すると認めたときは、これに対する措置並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

政府は、都道府県知事の行なう職業補導が、この法律又はこれに基づいて労働大臣の定める基準に違反すると認めたときは、これに対する措置並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

第二十九條第一項中「(公共團体その他の者を)」、「(職業補導所)」を「(公共職業補導所)」に改め、同條第一項中「(職業補導所)」を「(公共職業補導所)」に改め

る。

第三十條を次のように改める。

(工場事業場等の行なう監督者の訓

練に対する援助)
第三十條 労働大臣は、労働基準法に規定する技能者養成を除き、從業員の指導監督に当る者の作業訓練を実施しようとする工場事業場

等に対し、技術援助を行なうために、特別に訓練された補導員を置き、必要な資料を作製するものとする。

労働大臣は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成を除き、その從業員の労働力を最も有効に發揮させるために、職員等その從業員の指導監督に當る者に対して、指導監督に必要な知識技能を習得させるための訓練計画をたて、これを実施しなければならない。

労働大臣の許可を得て行なう場合に限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者について、その資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

その資産の状況及び徳性を審査するにあつては、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者について、その資産の状況及び徳性を審査するにあつては、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

労働大臣は、前項に規定する技術員の派遣、資料の提供等必要な事項について、これを援助しなければならない。

介事業を行なつてはならない。但し、美術、音楽、演劇その他特別の技術を必要とする職業に從事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、

労働大臣の許可を得て行なう場合に限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者について、その資産の状況及び徳性を審査するにあつては、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

その資産の状況及び徳性を審査するにあつては、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者について、その資産の状況及び徳性を審査するにあつては、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第三十三條第一項を次のように改める。

無料の職業紹介事業を行なうとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

第三十三條の次に、次の三條を加える。

(学校の行なう無料職業紹介事業)

第三十三條の二 学校教育法第一條の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行なうことができる。但し、大学及び高等学校以外の学校の長がその学

校を卒業した者について行なう職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。

前項の規定により無料の職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。

第一項の届出の手続その他学校の職員の中から、職業紹介事業に關する業務を担当する者を定めて、自己に代つてその業務を行なわせることができること。

の長の行う無料の職業紹介事業に
関し必要な事項は、命令で、これ
を定める。

(無料職業紹介事業の取扱範囲の
限定)

第三十三條の三 労働大臣は、無料
の職業紹介事業を行わうとする者
に対し、第三十三條第一項の規定
による許可をする場合には、その
者が職業紹介事業を行うに当り取
り扱うべき職種の範囲その他取扱
の範囲を定めることができる。

前條第一項の規定により無料の
職業紹介事業を行わうとする学校
の長は、その取り扱うべき職業紹
介の範囲を定めて、届出をすること
ができる。

(兼業の禁止)

第三十三條の四 料理店業、飲食店
業、旅館業、古物商、質屋業、貸
金業、両替業その他これらに類す
る営業を行なう者は、職業紹介事業
を行うことができない。

第三十四條の見出しを「(準用規
定等)」に、同條第一項を次のよう
に改め、同條第二項中「前二條」を「第
三十二條から第三十三條の二」まで
に改める。

第十六條から第十八條まで、第
十九條第一項及び第二十條の規定
は、職業安定機関以外の者の行
為を准用する。但し、第三十三條の三第
一項の規定により、労働大臣が職
業紹介の範囲を定めて許可をした
場合及び同條第二項の規定によ
り、学校の長が職業紹介の範囲を
定めて届出をした場合において
は、

職業紹介事業について、これを準
用する。但し、第三十三條の三第
一項の規定により、労働大臣が職
業紹介の範囲を定めて許可をした
場合及び同條第二項の規定によ
り、学校の長が職業紹介の範囲を
定めて届出をした場合において
は、

第五十一条の二に、次の一條を加
える。

(業務の周知宣傳)

第五十二条の二 政府は、その行う
職業紹介、職業指導、職業補導、
失業保険その他この法律の目的を
周知宣傳するため、計画を樹立
して、

は、第十六條及び第十七條の規定
は、その範囲内においてのみ、こ
れを適用するものとする。

第三十六条の見出しを「(直接募
集)」に改める。

第四十條中「第三十二條第三項の
手数料その他の報償金の外、」を削
る。

第四十九條第一項中「許可を受け
て」の下に「、又は届出をなして」
を加え、同條第二項中「第四十四條
の規定」を「第三十二條から第三十三
條の二まで、第三十六條、第三十七
條及び第四十四條の規定」に、「工
場、事業場」を「事業所、事務所」に、
「使用者若しくは労働者」を「事業主、
使用者、労働者の募集を行なう者、労
働者」に改める。

第五十条の中「許可を受けて」の下
に「、又は届出をなして」を加え、同
條に、次の二項を加える。

第五十一条の二に、次の二項の規定
を加える。

第五十二条第六項の規定に違反
した者

第五十三条の二第二項の規定
に違反した者

第五十三条の四の規定に違反
した者

第五十四条の二第二項の規定
に違反した者

第五十五条の二第二項の規定
に違反した者

第五十六条の二第二項の規定に違反
した者

第五十七条の二第二項の規定
に違反した者

第五十八条の二第二項の規定
に違反した者

第五十九条の二第二項の規定
に違反した者

第六十条の二第二項の規定
に違反した者

第六十一条の二第二項の規定
に違反した者

第六十二条の二第二項の規定
に違反した者

第六十三条の二第二項の規定
に違反した者

第六十四条の二第二項の規定
に違反した者

し、これが実施に努めなければな
らない。

第六十四条第一号中「有料で若し
くは賃利を目的としてこれを有料の」
に改める。

第六十五条第一号を第六号と
し、以下順次五号ずつ繰り下げ、同
じに、次の五号を加える。

第一十一條第二項の規定に違反
した者

第一第三十二条第六項の規定に違
反した者

第一第三十三条の二第一項の規定
に違反した者

第一第三十三条の四の規定に違反
した者

第一第三十四条の二第二項の規定
に違反した者

第一第三十五条の二第二項の規定
に違反した者

第一第三十六条の二第二項の規定
に違反した者

第一第三十七条の二第二項の規定
に違反した者

第一第三十八条の二第二項の規定
に違反した者

第一第三十九条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十一条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十二条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十三条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十四条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十五条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十六条の二第二項の規定
に違反した者

第一第四十七条の二第二項の規定
に違反した者

昭和二十四年四月二十八日
衆議院議長 常原喜重郎
參議院議長 松平恒雄
緊急失業対策法案

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 失業対策事業(第四條—

第三章 公共事業(第十二條—第

第四章 雜則(第十七條—第二十

五章 附則(二十六條)

第六章 附則(二十六條)

第七章 附則(二十六條)

第八章 附則(二十六條)

第九章 附則(二十六條)

第十章 附則(二十六條)

第十一章 附則(二十六條)

第十二章 附則(二十六條)

第十三章 附則(二十六條)

第十四章 附則(二十六條)

第十五章 附則(二十六條)

第十六章 附則(二十六條)

第十七章 附則(二十六條)

第十八章 附則(二十六條)

第十九章 附則(二十六條)

第二十章 附則(二十六條)

第二十一章 附則(二十六條)

第二十二章 附則(二十六條)

第二十三章 附則(二十六條)

第二十四章 附則(二十六條)

第二十五章 附則(二十六條)

第二十六章 附則(二十六條)

第二十七章 附則(二十六條)

第二十八章 附則(二十六條)

第二十九章 附則(二十六條)

第三十章 附則(二十六條)

第三十一章 附則(二十六條)

第三十二章 附則(二十六條)

第三十三章 附則(二十六條)

第三十四章 附則(二十六條)

第三十五章 附則(二十六條)

第三十六章 附則(二十六條)

第三十七章 附則(二十六條)

計画実施する國又は地方公共團體
等をいう。

2 この法律で「施行主体」とは、事
業主体との請負契約その他の契約
に基いて、公共事業を施行する者
をいう。

(失業対策事業の要件)

第四條 失業対策事業は、左の各号
のすべてに該當する事業でなけれ
ばならない。

一 できるだけ多くの労働力を使
用する事業

二 多数の失業者が発生し、又は
発生するおそれのある地域にお
けることとともに、經濟の興隆に寄
与することを目的とする。

三 失業者の情況に應じて、これ
に適するに適當な事業

四 事業費のうち労力費の占める
割合が、労働大臣の定める率以
上のものである事業

五 就用情況の變化に應じて、容
易にその規模を変更し、又は停
止することができる事業

六 計画的、系統的に從つて、國自ら又は國庫
の補助により地方公共團體等が實
施する事業をいう。

(定義)

第一條 この法律は、多數の失業者
の發生に對処し、失業対策事業及
び公共事業にできるだけ多數の失
業者を吸收し、その生活の安定を
図ることとともに、經濟の興隆に寄
与することを目的とする。

第二條 この法律で「失業対策事業」
とは、失業者に就業の機會を與え
ることを主たる目的として、労働
大臣が樹立する計画及びその定め
の手續に從つて、國自ら又は國庫
の補助により地方公共團體等が實
施する事業をいう。

(失業状勢の調査)

第五條 政府は、失業の状勢を調査
するため、失業状況の分析及び失
業者数の増減の測定に關し、必要
な措置を講じなければならない。

(失業対策事業のための一般的計
画の樹立)

第六條 労働大臣は、全國にわたる
雇用及び失業の状勢に關する調査
の結果に基いて、多數の失業者が
発生し、又は発生するおそれがあ
ると認める場合には、あらかじめ、
その地域に必要な失業対策事業の
ための一般的計画を樹立しなけれ
ばならない。

たし、日傭労働者の失業対策に万全を期そうとするものであります。

政府提出の原案に対しまして衆議院は二つの点において修正をいたしております。その第一点は、保険金の額を算定いたします場合、政府提出の原案は、賃金中、臨時に支拂われるもの及び三ヶ月を超える期間ごとに支拂われるものは、賃金の総額から除くことといたしておりますのを、除かないようにならましたのであります。

第二点は、賃金日額は離職した月前において被保険者期間として計算された最後の二ヶ月に支拂われた賃金の総額を六十で除して得た額といたしておりますのを、最後の六ヶ月に支拂われた賃金の総額を百八十で除して得た額といたしましたのであります。

委員会は去る四月二十三日より數回に亘り慎重審議をいたし、その間熱心な質疑應答が行われたのであります。が、その主なるものを申上げますと、門脇委員よりは、このたびの改正法は土建業、日傭労務者にまで適用範囲が拡張された進歩的なものであるが、現在安定所が行き直つておらないから、取扱上不適当となる虞れのあることを指摘され、安定所の分掌事務を市町村又は一定の認定を受けた労働組合若しくは業者の團体等に委任することはないかとの質問に対しまして、政府委員より、市町村に對しては職業安定法の規定により省令で委任することが可能であり、さよう取計らいたいが、労働組合と業者の團体への委任は現在の段階においては困難であるけれども、將來研究いたしたいとの答弁があ

りました。又田村委員よりは、日傭労務者に対する保険金の給付は事実上困難な場合が多いから、保険料の掛け捨てになるようなことはないかとの質問が行されました。尙その詳細は速記録によつて御承知をお願いいたしたいと存じます。

を整備して、身体の不自由な人々に対し、単なる生活上の保護のみではなく、有効適切な職業訓練を與えるようにすること、並びに職業安定機関が工場、事業場の行う監督者の訓練に対し援助を與えようとするものでございます。第三点は有料職業紹介所に関する國際労働條約の規定及び警告の趣旨に鑑みまして、政府以外の職業紹介事業を行ふ

してこの規定する内容の主なるものは、すでに昭和二十一年五月に連合軍総司令部の命令として発せられました。日本公兵事業計画に基き、行政的措置として実施せられて参つたのでござりますが、前に申述べましたような事態に鑑みまして、今後これを立法化し、且つその内容を整備しまして、強力に推進せんとするものでございます。

行いました。各委員から熱心に議せられたのであります。が、委員会におきましては、先ず企業の合理化及び経済安定策に伴う潜在失業者の勧化在業等、予想される深刻なる失業情勢とこれに対する政府の根本方針等につき論議が集中せられました。各委員より熱心に質疑がなされたのですが、ざいます。殊に門脇委員からは、失業

通り可決すべきものと決定いたしました。

先づ本案の提案理由並びに主客について申上げます。先に発されました経済安定に関する九原、力な実施並びに單一税替レートに伴いまして到來を予測せられ深刻なる失業情勢に對應いたして、失業対策の中核である職業開闢の業務の整備強化を図ろうとのであります。今回改正せん第一点は、学生生徒新規卒業者紹介の円滑な運営を図るため、対し公共職業安定所の業務の一担させることができるようにする時、に、校長が労働大臣に届出とによつて無料職業紹介事業をとができるようにしてやうとするあります。第二点は、身体障害する職業補導につきまして必要

は規定する内に、公せしものと定められたる事項の施行の場合は、その規定を設置する事とする。

終局し、五月九日討論に入り、二三の委員から、職業安定事業の運営に当つては、徒らに官僚的統制に頼ることなく、失業者の職業斡旋に努力すべきであるとの希望意見が開陳せられました。が、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。右御報告申上げます。

次に議題となりました緊急失業対策法案につきまして、労働委員会におきましての審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず本法案の趣旨並びに内容の主なる点を申上げます。この法律案は、日本経済安定九原則の嚴正なる実施によりまして、現に発生を見、又将来発生を予想せられまする多数の失業者と、これに伴いまする深刻なる失業情勢に對処して、失業者を救済し、社会的不安を除去せんとするものであります。

の就労を主たる目的として、労働大臣の樹立する計画により國又は地方公共團体等が実施する事業を言うのであります。以上は第一章の總則に規定するところでありますが、更にこの二つの事業に関してそれゝ別個の章を設けます。事業の性質、実施の準備、及び具体的な決定、事業経費の補助等に関する規定を設け、又公共事業については、失業者の吸收方法、及び失業者への開催し、特に慎重に審議を要する規定としておるのでございます。

り反対意見が表明せられ、村尾委員、田村委員よりは賛成討論がなされたた
めあります。反対の主なる論旨は、大
案が失業者の発生を必然に防止するに
より、且つ又予算の裏付けが全くない
いうのであります。又賛成意見を述べ
られた委員も、政府の失業問題に対する
政策の不徹底を指摘し、一層の熱烈
努力を強く要望いたされたのであります。
以上を以て討論を終局し、直ちに
採決に入つたのでありまするが、本
法律案は多數を以て原案通り可決すべ
ものと決定いたした次第でござい
ます。以上を以て御報告を終ります。

次に議題となつておりまする労働保
険法、災害補償保険法の一部を改正する
法律案、これにつきまして本委員会にお
まする審議の経過並びに結果を御報告

通り可決すべきものと決定いたしたの
であります。

先ず本案の提案理由並びに主なる内
容について申上げます。先に発表せら
れました経済安定に関する九原則の達成
力在実施並びに單一級普レートの設定
に伴いまして到來を予測せられますす
深刻なる失業情勢に對應いたしま
て、失業対策の中核である職業安定機
関の業務の整備強化を図ろうとするも
のでありますて、今回改正せんとす
第一点は、学生生徒新規卒業者の職業
紹介の円滑な運営を図るため、学校に
対し公共職業安定所の業務の一部を委
托せることができますようにするとの同
時に、校長が労働大臣に届出するこ
とによつて無料職業紹介事業を行つ
とができるようにしてするものであります。
第二点は、身体障害者に対する
する職業指導につきまして必要な規定

終局し、五月九日討論に入り、二三の委員から、職業安定事業の運営に当つては、徒らに官僚的統制に頼ることなく、失業者の職業斡旋に努力すべきであるとの希望意見が開陳せられました。が、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。右御報告申上げます。

次に議題となりました緊急失業対策法案につきまして、労働委員会におきましての審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず本法案の趣旨並びに内容の主なる点を申上げます。この法律案は、日本経済安定九原則の嚴正なる実施によりまして、現に発生を見、又将来発生を予想せられまする多数の失業者と、これに伴いまする深刻なる失業情勢に對処して、失業者を救済し、社会的不安を除去せんとするものであります。

の就労を主たる目的として、労働大臣の樹立する計画により國又は地方公共團体等が実施する事業を言うのであります。以上は第一章の總則に規定するところであります。更にこの二つの事業に関してそれゝ別個の章を設けます。事業の性質、実施の準備、及び具体的な決定、事業経費の補助等に関する規定を設け、又公共事業については、失業者の吸收方法、及び失業者への開催し、特に慎重に審議を要する規定としておるのでございます。

り反対意見が表明せられ、村尾委員長の答弁は、大体田村委員よりは賛成討論がなされたたとえであります。反対の主なる論旨は、大体案が失業者の発生を未然に防止する等の実現のための施策を前提とせず、腰味なる失業率の見通しの下に打立てられており、且つ又予算の裏付けが全くない、というのであります。又賛成意見を述べられた委員も、政府の失業問題に対する政策の不徹底を指摘し、一層の熱意ある努力を強く要望いたされたのであります。以上を以て討論を終局し、直ちに採決に入ったのでありまするが、本件の法律案は多數を以て原案通り可決すべしとの決議いたした次第でござります。以上を以て御報告を終ります。

官
部
司
外

申上げます。

先づ本案の提案理由及びその内容について簡単に申上げます。今回、労働者災害補償保険法の運営を一層容易ならしめ、本案の主眼とする迅速且つ公正な労働者災害補償を積極的に行うた申上げますと次のようなものでござります。その第一点は、適用の事業範囲を拡張し、船舶による旅客又は貨物の運送の事業を強制適用事業に含めようとするものでございます。その第二点は、保険料の報告を義務付けようとするものでございます。第三点は、政府が保険料の額を認定して徴収することができるようにして、その徴収すべき保険料に対しましては追徴金を賦課するようになります。第四点は、延滞金並びに罰金の額を引上げようとするものであります。

委員会は去る四月二十六日以來数回に亘りまして開催いたし、終始政府委員との間に熱心な質疑應答が行われました。眞摯なる討議が行われて参りましたのでありまするが、その一斑を申上げますと、山村委員よりは、標準賃金中に不確定賃與等を含めるのは不

穏当ではないかとの御質問に対し、政

府委員より、現行法の規定では事業相

互の不均衡を生ずる欠点があるから、これを含めたのである旨の答弁がありま

した。更に山村委員より、保険料延滞

利子が從來の日歩四銭から二十銭と一

拳に五倍に引上げられたのは高過ぎ

しないかとの質問がありました。これ

に対し政府委員より、最近の金利が極

めて上廻つており、而も他の社会保険

に比し、この保険の利率の低かつたこ

とが利率引上の理由でありますとの答

弁がございました。又、松委員より、

政府は保険料等の延滞に対しましては

容赦なく利子を取立てていても拘わ

らず、政府自体の支拂は遅れ放題であ

ります。その意見の開陳がございました。尚、詳

細は速記録によつて御承知願いたいと

存じます。

かくて質疑を終局し、五月十日討論に入りましたところ、門屋委員より、災害補償保険事業の唯一の財源たる保険料の納入が遅れる原因は政府支拂の遅延にあると思ひ、事業の活動を純らせないために、政府支拂を促進し、保険料納入が遅滞しないように期待する旨の條件を附しての賛成討論がありました。かくて討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上を以て御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 職業安定法の一部を改正する法律案及び緊急失業対策法案の所案につき討論の通告がござります。〔小野重治君登壇、拍手〕

○中野重治君登壇、拍手

日本共産党はこの四

つの法案全部に反対であります。これ

は委員長の報告からも分りますよ

うに、皆閑連しておりますから、そのう

に對する我々の反対意見の一部を述べ

て、そうして全部に對する反対意見の

全貌を諒知して頂きたいと、こう思い

ます。

先づ職業安定法の一部改正の案に対

する反対からその理由を説明します

が、一体、法はこの実行ということが

大切であります。それから改正する場

合には、法がそもそも制定され

たそ

の精神を發揮するという方向において

事がなされなければならない。それで

から、職業関係においては現に安定

所が非常に少い。又場所々々によつて

偏在して

いる。それだから、この安定

所の網の目を完全にして、全國に拡げ

いために、政府支拂を促進し、保

険料納入が遅滞しないように期待する

旨の条件を附しての賛成討論がありま

せないために、政府支拂を促進し、保

険料納入が遅滞しないように期待する

旨の条件を附しての賛成討論がありま

い、こういうふうに言うので、その中からどれだけ出すつもりかと言いましめたところが、大蔵大臣の答弁は非常に特徴的で、これをどう使うかといふことは、これはアメリカ政府の最後的決定に俟つことであつて、我々としては決して、我々として大蔵省関係の役人には、この見返り資金の使い方に關して、あれこれと大蔵省管内役人が軽口をきいてはいけないといふことを、大蔵大臣として訓示してある、こういふ話でありました。それですから、この問題はこうなります。労働大臣はこの見返り資金に頼る。見返り資金をどう使うかということは併し政府の予想を言えるようにはちつともなつておらん。それで、結局この緊急失業対策法案といふものは、官廳関係、民間企業関係で大量の首切りをする、又民間企業はぶつ潰す、この跡始末は責任を持つてはやらない、無責任を持つて一銭も計上していない、こういうことになります。それですから、これは現実に首切り法案であり、切り放し法であり、民間企業慣習法案であり、潰し放し法案である。その跡始末は全然やらないといふ、どういふ法案であります。「出たあだ」と呼ぶ者あり、出たらめではない。仮りにこの千七百五十億といふものから何らか使えるとしても、或いはこれは使えぬかも知れない。せい／＼のところ、ゼロ・アルフアードあります。これは全く首切り浅右衛門法案であります。それですから、日本共産党は失業者をできるだけ出さない

ようにするため、又出たならば一日も早く日本の産業再建の方向において、これを救済するためには、これを一錢も計上しないで、ごまかそうとするこの緊急失業対策法案を裁ることから仕事始めなければならぬ。(拍手)これは非常に大切な法案ですから、民自党の諸君あたりもよく考えて採決に態度を厳正にして欲しい。こう本当に思います。(異議なし)と呼ぶ者あり)この二つの法案に対する我々の反対理由を述べて、そして四つの法案全部に対する反対理由の説明に代えます。(拍手)

○謹長(松平恒雄君) これにて討論通告の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず職業安定法の一部を改正する法律案及び緊急失業対策法案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○謹長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○謹長(松平恒雄君) 次に失業保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

〔堀眞琴君發言の許可を求む〕

○謹長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○堀眞琴君 本員はこの際、炭鉱ストライキに関する緊急質問の動議を提出いたします。

○鈴木順一君 堀君の動議に賛成いたしました。

問題であります。

第一の賃金問題であります。これは昨年の十二月締結せられましたと

ころの中央協定に基きまして、労資の交渉による四月以降の新賃金を協定するといふことになつておるのであります。

三月三十一日第一回の交渉

が行われたのであります。即ち標準賃金として坑外夫は日額二百十

六円、坑内夫は三百六十三円、一ヶ月坑

外夫は二十五方、坑内夫は二十二方と

して、税込坑外夫は五千四百円、坑内夫

は七千九百八十六円、この賃金を支拂

うためには鉱山労働者は一五%方の増

産を是非とも行わなければならぬ。

こういうことを要請して参つておるのであります。つまり低賃金を強要した

上に更に実質的な賃金の切り下げを一

五%によつて要求しておる。こういう

案を提示して参つたのであります。

これは、ついでに参つたのであります。

去三年間統一賃金をとつて來たのであ

りまして、三原則、九原則にも拘わらず、現在各経営は統一賃金を支拂い得

しまして、飽くまで標準賃金を強調し

いるのであります。組合側におきま

しては、先きにも申上げま

しておるのであります。

組合側におきましては、前

の協定の四項

により從來の慣行を適用して、新賃金

なくなりましたのであります。従つてこの

無協約時代の経過措置としまして、組

合側におきましては、前

の協定

によつて、これをなし遂げようと要求し

たのであります。ところが、この第一回の交渉は遂に労資双方の意見が調ら

ず、物別れとなりました。結局四月一

日から無協約状態になり、前の協定

の認定ができるまでは、組合側におき

ましてはこの從來の慣行を適用する、

若し新賃金協定ができたならば、これ

は言えません。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○謹長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○謹長(松平恒雄君) お聞きいたしました。

○謹長(松平恒雄君) 堀君の緊急質問

の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

を四月一日まで遡及すべきものである
ということを主張いたしました。連盟側
におきましては從來の賃金延長に対し
ましては反対いたしました。各社各店で
以て、これを自由に決定すべきものであ
るという態度をとつて、又々経過措置につ
いても両者の態度は対立したので
あります。次いで四月八日に至りました
て、連盟側からして、経過措置につい
て團体交渉を行うことは、もはや無意
味であるといふので、一方的にこれ
を打切り通告をして参つたのであります
。そこで組合側におきましては、こ
の問題を中労委に斡旋方を申出だたの
であります。ところが効監側におきま
しては、中労委によるところの斡旋の
形でこの問題が解決されることは自分
たちとしては承服できない、如何なる
斡旋にも應じかねるといふ態度をとり
ました。又賃金の支拂につきまして
は、從來の賃金の八〇%の方の支拂を
全國に通告するということをやつたの
であります。これは労働基準法第二十
四條にいようとこころの「賃金は直接労働
者にその全額を支拂わなければならな
い」という、この規定に違反するもの
であります。これに対しまして組合側
では、飽くまでも一〇〇%完至支給
を要求する。併しながらこの問題は、
やはり未解決のまま今日まで残されて
いるところの問題でありまして、この
問題だけで闘争に入っている組合が幾
つか尚今日存在しているのであります
。更に四月十四日至りまして、連
盟側から一方的の團体交渉打切りを再
度申入れて参りました。そこで組合側
におきましては、もはや、こういうよ
うな状態において資本家側と交渉する

ことは無意味であると、ストを決行すべきことを決定いたしました。五月三日から第一次の波状スト、五月七日から第二次の波状スト、十四日から全國一齊四十八時間ストというとこを決定したのであります。尙四月二十一日GCHQからダメランダムが參りまして、この炭鉱の問題は日本政府の責任でないと解説すべきであるということが要請されてゐるのであります。そこで政府では協議の結果、中労委に付しまして、撃旋方を依頼することになつたのであります。この依頼に基きまして、中労委におきましては労資双方と会談を繰り返して、四月三十一日至つて、闇旋案を作つたのであります。それは「四月以降六月までの石炭賃金については、前中央協定の定める基準によることを原則とするが、最近における各般の事情変更、特に補給金の打切り、三月十日司令部の覚書等により、整備者等が能率上昇と經營合理化を急がねばならぬ立場にあり、その関係上、相当困難な経理事情に陥るものもあると認められるから、炭労はこの事実を認めて、覺書第十項の適用に関し、極力協連と協力して紛争の予防及び解決に努力されたい。」これが第一項、それから第二項は「七月以降の賃金に関しては、当事者双方とも事情変更の実情を考慮に入れて、新たに協議を開始されたく、五月末日までに協議を開始されることとされたい」云々といふ申入れを行なつたのであります。これに対しまして、組合側としては條件附でこれを受諾じたのであります。その間の事情は長くなりますがから省略しますが、

ところが連盟側におきましては、これに對して生産獎勵金を除去するとか、あるいは能率を擧げることを條件とするなど、いかう交渉をいたしておるが、これも亦結局意味がないと思うのであります。更に五月一日再会談をやりまして、中労委の末弘会長の斡旋が続けられたのであります。五月二日に至りまして最後の斡旋案ができ上りまして、双方に申入れておるのであります。それを読みますが、第一は、「連盟は能率についての季節差のあることを認め、四月乃至六月の具体的季節差については復興度その他の点を勘案して、双方協議の上一週間以内に決定されたい。若し協議が總まらないときは、當方において斡旋する。」第二には、「連盟は物價事情の変化による実質賃金の低下を防ぐため、何らかの形で一時賃金を支給されたい。(その金額は四月乃至六月通算一人当たり五百円程度)」こういう内容の申入れを行なつたのであります。これに對しまして、組合側はこれを受諾したのですが、併し連盟側におきましては、再会談を約してそのまま別れになつておるのであります。これが労賃賃金の問題であります。

質問に対して、答弁をされるためにここに出ておられないのです。私はそれを大変遺憾に思うのであります。が、幸い副首相が出ておられますから、副首相に対しても質問を申上げたいと思います。首相はかねて労働者の國的協力を説いておるのであります。が、今度のストライキをどう考えるか、労働者の要求を正しいとは思はないかなどということと、なぜストライキを解決のために積極的な態度に出ないか、この三点を首相に代つて副首相からお答えを願いたいのであります。それから労働大臣に対しましては、連盟側の賃金難済措置は労働基準法第二十四條の違反ではないかと、いうこと、ストライキに反対して静穏的な態度をとる言を労働大臣、商工大臣、内閣本官が協議したということが朝日新聞の十日附に出ておるのであります。が、むしろ労働大臣としては、この問題を解決するために早急に手を打つべきではないか、而もその手を打つとして、その内容は如何なるものであらか、及びストの見通しについてはどううえられるかということをお尋ねいたしたいのであります。それから最後に大臣に対しましては、四千カトリック以下の低品位炭鉱の切捨てを行われた意があるかどうかということ、そなから炭鉱労働者の生活安定なくしては四千二百万トンの出炭目標が達成されないと思うが、これに対する見解はどちらかということをお尋ねいたしたいのです。以上緊急質問を終ります。(拍手)

問にお答えいたしました。本日總理大臣はよんどころない事情のため欠席しましたので、私が代つてお答えをいたします。

炭鉱の賃金問題に關しましては、資本家間に主張の一一致を見ませんことは、誠に不幸なる状態を生じまして甚だ遺憾に存するわけであります。本経済の自立化が要請されている現におきましては、最も重要產業たる炭鉱業の一日も速くなる自立化が喫緊の要務でありまして、安易なる解決諸般の事情から許されないのであります。今や困難を冒しても事態を根本的に解決いたしまして、日本経済の自化に邁進せねばならぬと考えるのであります。本来労資關係は、原則としてしまして、労資双方の互讓と協調となりまして、自立的に解決するとといことが本旨であると考えるのであります。政府その他の第三者が介入するは極力避けべきであらうと考えるわざなります。目下のところ中労委委長が事態の解決のために非常なる努力を統けられておるのでありますから、資双方の協力によりまして、事態の確なる解決に至りますことを心からんでおる次第であります。以上を以てお答えいたします。

参考文献一覧とその内訳を示す。参考文献は、主に著者によるものである。

ニ基ク政令デ定ムル市ニ於テハ直撃患者若ハ死體所在地ノ管轄保健所長に届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合は死亡ヲ除キ亦同シ」に改める。

第四條第一項中「其ノ所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戸長、検疫委員又ハ豫防委員」を「其ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル区域及ビ保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令デ定ムル市ニ於テハ保健所長）、檢疫委員又ハ豫防委員」に改める。

第十五條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條第一項中「市制第八十一条村制第六十九條ニ依リ」を削る。第十八條の次に次の一條を加える。

之ヲ支辨ス」に、「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加え
る。

第二十二條ノ二 第十九條ノ三ノ規
定ニ依リ他ノ都道府縣ヨリ應接ノ
タメ派遣スル防疫監吏及防疫技師
ニ要スル諸費ハ應接ヲ受ケタル都

道府縣ノ支辨トス

第二十三條から第二十五條までを
次のように改める。

第二十三條 刪除

第二十四條 第二十一條ノ支辨ニ對
シテハ政令ノ規定ニ從ヒ都道府縣
ハ其ノ三分ノ二ヲ支出ス。

第二十五條 國庫ハ政令ノ規定ニ從
ヒ第二十二條及前條ノ規定ニ依ル
都道府縣ノ支辨及支出ニ對シ其ノ
二分ノ一ヲ負擔ス。

國庫ハ政令ノ規定ニ從ヒ第十八條
ノ二ノ規定ニ依ル防疫監吏及防疫
技師ニ關スル諸費ヲ負擔ス。

第二十七條第一項中「北海道地方
費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改
める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 刪除

第三十三條中「海外諸港、朝鮮竝
臺灣及樺太」を「海外諸港」に改め
る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 刪除

第三十三條中「海外諸港、朝鮮竝
臺灣及樺太」を「海外諸港」に改め
る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 刪除

この法律は、昭和二十四年六月一
日から施行する。

〔審査報告書は都合により第三十
号末尾に掲載〕

國立公園法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年五月七日

衆議院議長 審原喜重郎

參議院議長 松平恒雄殿

國立公園法の一部を改正する法律
案

國立公園法の一部を改正する法律
案

國立公園法（昭和六年法律第三十
九條ノ二）

要ヲ生ジタル程度ニ於テ其ノ原因
タル工事ノ費用負擔者ヲシテ之ヲ
負擔セシムルコトヲ得

第七條第一項但書中「前條」を「第
六條」に改め、同條第二項を削る。

第六條第二項に第六号として、
「六、水位水量ノ増減ヲ來ス行爲」を
加え、同項の次に次の一項を加え
る。

「六、水位水量ノ増減ヲ來ス行爲」を
加え、同項の次に次の一項を加え
る。

前條ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト
能ハザリシハ損害ヲ被リタル者ニ
對シテハ通常生ズベキ損害ニ限り
國庫之ヲ補償ス

第八條の次に次の二條を加える。

「勅令」を「政令」に、「地方長官」を
「都道府縣知事」に改める。

第一條中「主務大臣」の下に「國立
公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第二條中「主務大臣」の下に「國立
公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第三條第二項を次のように改め
る。

公團審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第四條第二項を次のように改め
る。

國立公園事業ノ主務大臣ノ承認ヲ受
け

トヲ得

特別保護地區内ニ於テ左ノ各號ノ
一、該當スル行爲ヲ爲サントスル
者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但
シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズ規定
シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一、前條第二項各號ニ掲グル行爲
シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二、開墾、植栽其ノ地形質ノ變更
物件ノ堆積

三、物件ノ堆積

四、家畜ノ放牧

五、焚火又ハ火入

六、爆發物又ハ容易ニ燃焼スベキ
物件ノ貯藏

七、野生動物ノ捕獲又ハ高木植物
ノ採取

前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ
依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲
損害ヲ被リタル者ニ之ヲ準用ス

第八條ノ三 第八條第二項及前條第
二項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコト
コトヲ得

第九條第四項を削り、同條の次に
次の一條を加える。

第九條ノ二 第八條第三項、第八條
ノ二第二項並ニ前條第二項及第三
項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大
臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不
服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日
ヨリ三月以内ニ裁判所ニ出訴スル
コトヲ得

第十條中「第八條第二項ノ規定、
同條同項ノ許可ニ附シタル條件」を
「第八條第二項（第十一條ノ二第二項
ノ規定ニ依ル場合ヲ含ム）」

若ハ第八條ノ二第二項ノ規定、第八
條ノ三ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル
條件」に、「前條」を「第九條」に改め
る。

第十一條第四項中「通常裁判所ニ
出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ
訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコ
トヲ得ズ」を、裁判所ニ出訴スルコ
ト得

第八條第一項ノ二に改め、同項の次に次の一項
を加え、同條末項中「第九條第四項」
を「第九條ノ二」に改める。

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ當事者ノ
一方ヲ被告トス

第十一條の次に次の一條を加え
る。

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ當事者ノ
一方ヲ被告トス

第十一條ノ二 主務大臣ハ風景地ノ
保護又ハ利用ノ爲豫メ都道府縣ニ
諸リ國立公園審議會ノ意見ヲ聞キ

國立公園ニ準ズル區域ヲ指定スル
コトヲ得

第八條、第八條ノ三及第九條ノ二
ノ規定ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前
項ノ規定ニ依リ指定セラレタル區
域ニ之ヲ適用ス

第十二條を次のように改める。

第十二条 主務大臣の諮問に應じ國

立公園ニ關スル重要事項ヲ調査審

議スル爲國立公園審議會ヲ置ク國

立公園審議會ハ國立公園中央審議

會及國立公園地方審議會トス

國立公園地方審議會ハ國立公園每

ニ置カルモノトス

前三項ニ定ムルモノヲ除クノ外國

立公園審議會ニ關シ必要ナル事項

ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條第二項を削る。

第十四條及第十五條を次のように改める。

第十四条 本法ニ規定スル行政官職

ノ徵収金ハ國稅徵収法ノ例ニ依リ

之ヲ徵収スルコトヲ得但シ先取特權ノ願位ハ國稅ニ次グモノトス

第十五條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條第二項（第十一條ノ二反シタル者）

第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附シタル條件ニ違反シタル者

第十五條の次に次の二條を加える。

第十五條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他人從業員其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人

又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員会官制（昭和二十一年勅令第七十六号）は廢止す

る。

3 審査報告書

死体解剖保存法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十日

厚生委員長 塚本 薫誠

參議院議長 松平 恒雄

多數意見者署名

谷口 順三郎 山下 義信

草葉 麗園 中平 常太郎

黒川 武雄 姫井 伊介

今泉 政喜 中山 寿彦

要領書

三、費用 この法律の施行のために、別に費用を要しない。

死体解剖保存法案

右国会に提出する。

昭和二十四年四月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

死体解剖保存法案

死体解剖保存法

第一條 この法律は、死体（姪、四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図ることとし、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二條 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

第三條 厚生大臣は、前條第一項一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

第四條 厚生大臣は、前條第一項一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

第五條 厚生大臣は、前條第一項一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

第六條 第二條第一項各号の一に該当する場合においては、死体の解剖をした者は、解剖後五日以内に解剖をした地の保健所長にその旨を届け出なければならない。但し、医学に関する大学若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による総合病院（以下総合病院といふ。）においてした解剖又は第八條の規定によつてした解剖については、この限りでない。この場合においては、その大学若しくは総合病院の長又はその監察医は、一月（身体の正常な構造を明らかにするための解剖については三月）ごとにこれを取りまとめ、逕常なくその所在地又は解剖地の都道府県知事に届け出なければならない。

第七條 厚生大臣は、第二條第一項前項の規定による届出に関し必要な事項は、省令で定める。

第八條 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

第九條 厚生大臣は、第二條第一項第一号の認定又はその認定の取消を行つては、あらかじめ、死体解剖資格審査会の意見を聞かなければならぬ。

第十條 厚生大臣は、第二條第一項第一号の認定をしたときは、認定證明書を交付する。

第十一條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十二條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十三條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十四條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十五條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十六條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十七條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十八條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第十九條 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第二十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第三十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第四十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第六十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第七十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第八十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第九十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百二十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百三十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十一条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十二条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十三条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十四条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十五条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十六条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十七条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十八条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百四十九条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第一百五十条 第二條第一項第一号の認定及びその認定の

○谷口彌三郎君 只今上程せられました傳染病予防法の一部を改正する法律案、國立公園法の一部を改正する法律案並びに死体解剖保存法案に関する審議会における審議の經過並びに厚生委員会における審議の経過並びにその結果を報告いたします。

先ず傳染病予防法の一部を改正する法律案についてその提出理由を申上げます。我が國の傳染病対策は明治三十一年に制定せられた傳染病予防法を基幹として、コレラ、赤痢、腸チフス等十種の急性傳染病の防遏を規定いたしましたが、その後この法律に準じまして、結核、瘧等の慢性傳染病にはそれ新たに指定傳染病として適用しておるあります。爾來本法律は部分的改正が行われて、又終戦後においては日本脳炎を在並びに將來の國立公園行政の運営を用が圖られて來たのであります。この法の運営の結果に徴しまして、又現在並びに將來の國立公園行政の運営を不十分な点がありますので、これを補い、同時に利用促進を図りますために必要な規定を追加するの必要が起りますて、ここに本改正案が提出されるに至つたのでございます。

第二は、地方出先機関が廃止になりましたために、地方駐在の防疫職員は防疫更又は防疫医として都道府縣に移譲し、厚生大臣に傳染病予防上必要があるときはこれを指揮する権限を與えたことなどござります。第三は、地方財政法が制定され、國家と地方公共團体との費用負担が明らかになりましたので、この關係規定を改正いたしたのでござります。その外、用語などに一二の改正をいたしておるのでございま

す。以上が本改正案の内容でござります。改正是極めて適切な処置であるに、本改正是極めて適切な処置でありますので、別に質疑もなく、討論は省略いたしまして、直ちに採決に入りましたところ、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に國立公園法の一部を改正する法律案について申上げます。

本改正案の提出の理由並びに内容について簡単に申上げますと、國立公園法は昭和六年制定以來、我が國には十三の國立公園が指定され、その保護利用が圖られて來たのであります。この法の運営の結果に徴しまして、又現

在並びに將來の國立公園行政の運営を不十分な点がありますので、これを補い、同時に利用促進を図りますために必要な規定を追加するの必要が起りますて、ここに本改正案が提出されるに至つたのでございます。

次に改正好しました主な点を申上げますと、第一は、國又は地方公共團体が事業を行う場合に、その事業で利益を受けます者があります場合、又はその事業を行わなければならないようになりました原因となりました工事を行なつた者がある場合には、利益を受ける者又はその原因となる行為を行なつた者に対しまして費用の一都を負担させることが妥当であるといふ場合がござります。その事業を行わなければならぬようになります。第三は、地方財政案は提案理由の説明にもありましたように極めて適切なる処置でありますので、別段の質疑もなく、討論を省略しましたのでありますために、本改正案は提案理由の説明にもありましたように極めて適切なる処置でありますので、別段の質疑もなく、討論を省略しましたが、省略いたしまして、速記録を御覧頂きたいと思います。かくして討論に移りましたのが、格別討論もありませんために、直ちに採決に入りましたところ、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決されました。

は、最近の電力事情によりまして水力発電のために水の利用が各所に計画されましたが、提案理由の説明にもありますように、本改正是極めて適切な処置である結果、ともしますと自然風景の損壊を來すような虞れがありますので、別に質疑もなく、討論は省略いたしまして、直ちに採決に入りましたところ、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に國立公園法の一部を改正する法律案について申上げます。

本改正是極めて適切な処置であるに

関する件が施行されておりますが、新

憲法の趣旨からいたしましても、これ

を法律に改めることが必要なのであり

ます。而してこれと直接な関連を持つ

おります大学などで死体交付に関する

特別地域内では水位、水量の増減を來

ます。更に又從來死体の解剖又は保存

に關しましては、刑法中に死体の損壊

又は遺棄を处罚する規定があります外

は法令の規定がないのでございま

すから、そのために死体の解剖又は保存

などの場合には、これが違法であるか

否かにつきまして多少の疑惑が存在し

ております。第五は、從來の國立公園委員会を國立公園審議会いたしまして、

國立公園法の準用地区を設定しまして

利用促進を図らんとしておるのでござ

ります。第六は、從來の國立公園委員会

は法律の規定がないのでございま

すから、そのために死体の解剖又は保存

に關しましては、刑法中に死体の損壊

又は遺棄を处罚する規定があります外

は法令の規定がないのでございま

す。更に又從來死体の解剖又は保存

に關しましては、刑法中に死体の損壊

二、事件の利害得失

これによつて世界の通則である満による年齢の計算と歩調を一にして、統計作成上其他において極めて合理的となり、又國又は公共團体も年齢計算の方法において将来一致した態度をとり得ることとなる。

三、費用

本法律の施行のためには、さしあたり格別の費用を要しない。

年齢のとなえ方に関する法律案

右規則により発議する。

昭和二十四年五月六日

開議者

田中耕太郎 三島 通陽

木内キヤウ 岩間 正男

河野 正夫 梶原 錦一

梅津 錦一

鈴木 慎一

若木 胜蔵

左藤 義詮

小野 光洋

高良 とみ

若木 勝蔵

大隈 信幸

山本 勇造

藤田 芳雄

堀越 儀郎

河野 正夫

松野 審内

鈴木 慎一

梅原 貞彦

西田 天香

參議院議長松平恒雄殿

右規則により発議する。

昭和二十四年五月六日

十鈴合においては、当該機關は、前

項に規定する年数又は月数によつてこれを言い表わさなければならぬ。

い。但し、特にやむを得ない事由により改め年によつて年齢を言い表わす場合は、特にその旨を明示しなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

政府は、國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを勧行するよう特に積極的な指導を行わなければならぬ。

前項の事務は、附則第一項に規定する期日よりも前から行なうことができる。

○田中耕太郎君 上程せられました年齢のとなえ方に関する法律案は、文部委員十八名の諸君の発議によるものでございまして、國民の年齢がこれによります。

○田中耕太郎君登壇、拍手

年齢のとなえ方に関する法律案は、文部委員十八名の諸君の発議によるものでございまして、國民の年齢がこれによります。

かかる状態は、必ず第一に年齢の現実の状態を正確に現わしておきませず、殊に厳格なカローリ計算によつてなされま

す場合においては、特にその旨を明示しなければならない。

五、附 則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

政府は、國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを勧行する

よう特に積極的な指導を行わなければならぬ。

前項の事務は、附則第一項に規定定する期日よりも前から行なうことができる。

○田中耕太郎君登壇、拍手

年齢のとなえ方に関する法律案は、文部委員十八名の諸君の発議によるものでございまして、國民の年齢がこれによります。

○田中耕太郎君登壇、拍手

局の意見を聽きましただけで、別段の質疑もなく、討論を省略し、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

右報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を請います。

【総員起立】

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可

決せられました。(拍手)

【総員起立】

二十、学校教育法の一部を改正する法

十九、教育委員会法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第

二十、学校教育法の一部を改正する法

十九、教育委員会法の一部を改正する

法律案(内閣提出、以上両案を一括して

議題とする)とに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第

十九、教育委員会法の一部を改正する法

案(内閣提出、以上両案を一括して

議題とする)とに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認

めます。先づ委員長の報告を求めま

す。文部委員長田中耕太郎君。

府は國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つこれを実施すること

は適当でないと考えましたので、施行

期日を昭和二十五年一月一日まで繰延べまして、この不都合を調節するよう

整理のため必要又は公平の観念から

しまして、直ちにこれを実施すること

は適当でないと考えましたので、施行

期日を昭和二十五年一月一日まで繰延

べまして、この不都合を調節するよう

にいたしてあるのであります。尙、政

府は國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つこれを実施すること

は適當でないと考えましたので、施行

期日を昭和二十五年一月一日まで繰延

べまして、この不都合を調節するよう

一、委員会の決定の理由

本法案は市町村の教育委員会を設置すべき期限を昭和二十七年まで延期し、且つ市町村の教育委員会の委員の選舉と都道府県の教育委員会の委員の選舉と同時に行なうことができるよう、又教科書の採択を都道府県の教育委員会のみで行なう必要がなつたので、それに必要な改正を加えようとするものであり、いずれも妥当な処置と認められる。

二、事件の利害得失

これによつてさしあたり、市町村の委員会設置等の費用を不要ならしめ、又委員会の選舉費用を著しく節約し得る利益がある。

三、費用

この改正には別に費用は要しない。

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十四年四月二十八日

衆議院議長 松平恒雄

岩間 正男 左藤 義詮

河野 正夫 若木 胜蔵

三島 通陽 木内キヤウ

鈴木 慎一 梶原 儀郎

高良 とみ

若木 胜蔵

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十四年五月九日

文部委員長 田中耕太郎

多数意見者署名

參議院議長 松平恒雄

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十四年四月二十八日

衆議院議長 松平恒雄

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律

岩間 正男 左藤 義詮

河野 正夫 若木 勝藏

三島 通陽 木内 キヤウ

鈴木 繁一 堀越 機郎

高畠 とみ

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は学校教育法の規定を一部改正して、旧制の高等学校をすべて一律に四年制の新制大学に切替えることをさせ、特例として二年制又は三年制の大学をも認めると共に、医学又は歯学の大学については入学資格について特例を設け、より高い程度の課程の履修を要するものとするのであります。これらも適当な処置と認められる。

二、事件の利害得失

國の財政的状況と父兄の経済的負担力から見て、又医学歯学教育が國民衛生に及ぼす重大な影響から見て、本法律によつて好結果を生ずるものと認められる。

第三百九條 大学の修業年限は、当分の間、第五十五条の規定にかかるらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とすることができる。

前項の大学は、短期大学と称する。

第一項の大学には、第六十二条の規定は、これを適用しない。

第三百十條 前條に規定する大学を卒業した者が第五十五条に規定する大学に入学する場合には、その卒業した大学における修業年限を、文部大臣の定める基準により、入学した大学の修業年限に通算することができる。

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

内閣総理大臣 吉田 茂

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第三百九條及び第三百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

文部委員長 田中耕太郎

參議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名

山本 勇造 松野 審内

右

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

案に賛成の諸君の起立を請います。同
〔總員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて同案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二十一、
測量法案(内閣提出)を議題といたしま
す。先ず委員長の報告を求めます。建
設委員長石坂豊一君。

〔審査報告書は都合により第三十
号末尾に掲載〕

右
測量法案
國会に提出する。

昭和二十四年四月二十三日
内閣總理大臣 吉田 茂

測量法案

測量法

目次

第一章 総則
第一節 目的及び用語(第一
條—第十條)
第二節 測量の基準(第十一條)
第三章 基本測量
第一節 計画及び実施(第十二
條—第二十六條)
第二節 測量成績(第二十七
條—第三十一條)

第三章 公共測量
第一節 計画及び実施(第三十
二條—第三十九條)
第二節 測量成績(第四十
四條—第四十九條)

第四章 基本測量及び公共測量以
外の測量(第四十五條—
第四十七條)

第五章 測量士及び測量士補(第 四十八條—第五十四条)

第六章 測量審議会(第五十五 條—第五十九條)

第七章 評議(第六十條)

第八章 刑罰(第六十一條—第六 十五條)

附則

第一章 総則

第一節 目的及び用語

(目的)
この法律は、國若しくは公
共團体が費用の全部若しくは一部
を負担し、若しくは補助して実施す
る土地の測量又はこれらの測量
の結果を利用する土地の測量につ
いて、その実施の基準及び実施に
必要な機能を定め、測量の重複を
除き、並びに測量の正確さを確
保し、もつて各種測量の調整及び測
量制度の改善発達を図ることを目
的とする。

(他の法律との関係)
第二條 土地の測量は、他の法律に
特別の定ある場合を除いて、こ
の法律の定めるところによる。

(測量)
第三條 この法律において「測量」と
は、土地の測量をいい、地圖の調
製及び測量用写真の撮影を含むも
のとする。

(測量)
第四條 この法律において「公共測量」と
は、土地の測量をいい、地圖の調
製及び測量用写真の撮影を含むも
のとする。

(基本測量)
第五條 この法律において「基本測量」と
は、土地の測量をいい、地圖の調
製及び測量用写真の撮影を含むも
のとする。

(測量)
第六條 この法律において「測量計
画機関」とは、前二條に規定する測
量を計画する者をいう。測量計画
機關が、自ら計画を実施する場合
には、測量作業機関となることが
できる。

(測量作業機関)
第七條 この法律において「測量計
画機関」とは、前二條に規定する測
量を計画する者をいう。測量計画
機關が、自ら計画を実施する場合
には、測量作業機関となることが
できる。

(測量作業機関)
第八條 この法律において「測量作
業機関」とは、測量計画機関の指示
又は委託を受けて測量作業を実施
する者をいう。

(測量成績及び測量記録)
第九條 この法律において「測量成
績」とは、当該測量において最終の
目的として得た結果をいい、「測量
記録」とは、測量成績を得る過程に
おいて得た作業記録をいう。

(測量標)
第十條 この法律において「測量標」

(公共測量)

この法律において「公共測
量」とは、基本測量以外の測量のう
ち、小道路又は建物のため等の局
地的測量で、政令の定める範囲内
において建設大臣が測量審議会に
はかつて指定したものを除き、測
量に要する費用の全部若しくは一
部を國又は公共團体が負担し、若
しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量又は公共測量以外の測
量)
基本測量又は公共測量以外の測
量を國又は公共測量以外の測量とい
う。

(基本測量)
第七條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第六條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第五條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第四條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第三條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第二條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第一條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第七條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第六條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第五條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第四條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第三條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第二條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

(基本測量)
第一條 この法律において「基本測
量」とは、國若しくは公共團体が
費用の全部若しくは一部を負担し、
若しくは補助して実施するものとい
う。

とは、永久標識、一時標識及び仮
設標識をいい、これらは、左の各
号に掲げる通りとする。

一 永久標識 三角点標石、圓根
点標石、方位標石、水准点標石、
磁氣点標石、基線尺検定標石
基線標石及びこれらの標石の代
りに設置する恒久的な標識(驗
潮儀及び驗潮場を含む。)をい

う。

二 水准原点及び原点数値
前号の日本經緯度原点及び日
本水準原点の地点及び原点数値
は、政府で定める。

三 仮設標識 標旗及び仮杭をい
う。

二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三 仮設標識 標旗及び仮杭をい
う。

とは、水準標識、一時標識及び仮
設標識をいい、これらは、左の各
号に掲げる通りとする。

四 測量の原点は、日本經緯度原
点及び日本水準原点とする。但
し、離島の測量その他特別の事
情がある場合において、地理調
査所の長の承認を得たときは、
この限りでない。

五 前号の日本經緯度原点及び日
本水準原点の地点及び原点数値
は、政府で定める。

六 永久標識 三角点標石、圓根
点標石、方位標石、水准点標石、
磁氣点標石、基線尺検定標石
基線標石及びこれらの標石の代
りに設置する恒久的な標識(驗
潮儀及び驗潮場を含む。)をい

う。

七 仮設標識 標旗及び仮杭をい
う。

八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

二十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

三十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

四十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

五十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

六十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

七十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

八十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

九十九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百九 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百十 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百十一 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百十二 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百十三 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百四 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百五 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百六 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百七 一時標識 測量及び標杭をい
う。

一百八 一時標識 測量及び標杭をい
う。

ために必要があるときは、國有、
公有又は私有の土地に立ち入ること
ができる。

2 前項の規定により宅地又はか
き、さく等で開まれた土地に立ち
入る場合においては、測量に従事
する者は、あらかじめその占有者
に通知しなければならない。但し、
占有者に対してもあらかじめ通知す
ることが困難であるときは、この
限りでない。

3 第一項の職員が、同項の規定に
より土地に立ち入る場合において
は、その身分を示す証票を携帯し、
関係人の請求があつたときは、こ
れを呈示しなければならない。
(障害物の除去)

第十六條 地理調査所の長又はその
命を受けた地理調査所の職員は、
基本測量を実施するためにやむを得
ない必要があるときは、あらか
じめ所有者又は占有者の承諾を得
て、障害となる植物又はかき、さ
く等を伐除することができる。

第十七條 地理調査所の長又はその
命を受けた地理調査所の職員は、
基本測量を実施する場合におい
て、あらかじめ所有者又は占有
者の承諾を得ることが困難であ
り、且つ植物又はかき、さく等の
現状を著しく損傷しないときは、
前項の規定にかかるらず、承諾を
得ないで、これらを伐除すること
ができる。この場合においては、
遅滞なく、その旨を所有者又は占
有者に通知しなければならない。
(土地等の一時使用)

第十八條 基本測量に従事する地理
調査所の職員は、仮設標識を設置
するため必要があるときは、あ
らかじめ占有者に通知して、土
地、樹木、又は工作物を一時使用
することができる。但し、占有者
に対してもあらかじめ通知す
ることが困難であるときは、この
限りでない。

3 第一項の職員が、同項の規定に
より土地に立ち入る場合において
は、その身分を示す証票を携帯し、
関係人の請求があつたときは、こ
れを呈示しなければならない。
(土地の收回又は使用)

第十九條 政府は、基本測量を実施
するため必要があるときは、
土地、建物、樹木若しくは工作物
を收回し、又は使用することが可
能であるときは、通知すること
を要しないものとする。

2 前項の規定による收回又は使
用については、土地收回法(明治三
十三年法律第二十九号)を適用す
る。

3 第一項の規定による收回又は使
用については、第十四條第三項の
規定による都道府縣知事の公示が
あつたときは、土地收回法第十四
條の規定による公告があつたもの
とみなす。

(損失補償)

第二十條 第十六條、第十七條又は
第十八條の規定による植物、かき
若しくはさく等の伐除又は土地、
樹木若しくは工作物の一時使用に
より、損失を生じたときは、政府
の請求に理由があると認めたと
きは、当該標識を移轉しなけれ
ばならない。

(測量標の保全)

第二十二條 何人も、移轉、き損そ
の他の行爲により、基本測量のた
め設置した測量標の効用を害して
はならない。

(測量標の移動)

第二十三條 地理調査所の長は、永
久標識又は一時標識を移轉し、撤
去し、又は廢棄したときは、関係
都道府縣知事及びその敷地の所有
者又は占有者に通知しなければな
らない。

(測量標の使用)

第二十六條 基本測量以外の測量を
実施しようとする者は、地理調査
所の長の承認を得なければなら
ない。地理調査所の長は、複製し
ようとする者がこれらの成果をそ
のまま複製して、もつばら當利の
目的で販賣するものであると認め
るに足る充分な理由がある場合に
おいては、承認をしてはならな
い。

(測量成果の公表及び保管)

第二十七條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

通知を受けた日から一月以内に、
土地收回審査会の裁決を求めるこ
とができる。

(永久標識及び一時標識に関する
通知)

第二十二條 地理調査所の長は、永
久標識又は一時標識を設置した場
合においては、その種類及び所在
を關係都道府縣知事に通知しなけ
ればならない。

2 都道府縣知事は、前項の規定に
よる通知を受けたときは、關係市
町村長(特別区の区長を含む。以
下同じ。)にその旨を通知しなけ
ればならない。

3 地理調査所の長は、第一項の規
定による請求に理由があると認め
るときは、当該標識を移轉し、理
由がないと認めるときは、その旨
を移轉を請求した者に通知しなけ
ればならない。

(測量成果の公開)

第二十九條 基本測量の測量成果又

は基本測量の測量記録を閲覧し、
又はその謄本若しくは抄本の交付

を認めようとする者は、建設省令
に定める手続により、これをしな
ければならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄
本の交付を認めようとする者は、
政令の定めるところにより、実費
をこえない手数料を納めなければ
ならない。

(測量成果の複製)

第三十条 基本測量の測量成果の
うち、地圖その他の図表、成果

表、写真又は成果を記録した文書

を複製しようとする者は、地理調

査所の長の承認を得なければなら
ない。地理調査所の長は、複製し
ようとする者がこれらの成果をそ
のまま複製して、もつばら當利の
目的で販賣するものであると認め
るに足る充分な理由がある場合に
おいては、承認をしてはならな
い。

ある行為を当該標識の敷地又はそ
の附近でしようとする者は、理由
を詳記した書面をもつて都道府縣
知事を経由して(國又は都道府縣
が行爲をしようとする場合におい
ては、直接に)、地理調査所の長
に当該標識の移轉を請求すること
ができる。

2 都道府縣知事は、前項の規定に
よる請求の書面を受け取ったとき
は、意見を附して送付しなければ
ならない。

3 地理調査所の長は、第一項の規
定による請求に理由があると認め
るときは、当該標識を移轉し、理
由がないと認めるときは、その旨
を移轉を請求した者に通知しなけ
ればならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄
本の交付を認めようとする者は、
政令の定めるところにより、実費
をこえない手数料を納めなければ
ならない。

(測量成果の複製)

第三十條 基本測量の測量成果を

時期及び地域その他必要と認める
事項を官報で公告しなければなら
ない。

2 建設大臣は、基本測量の測量成
果のうち、地圖及び測量記録を保管し、
はかつて必要と認めるものを刊行
しなければならない。

3 地理調査所の長は、基本測量の
測量成果及び測量記録を保管し、
これを一般の閲覧に供しなければ
ならない。

2

(永久標識及び一時標識の移轉)

第二十一條 第二項の規定は、前

項の場合に準用する。

(測量標の移動の請求)

第二十二條 永久標識又は一時標識

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第二十三條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第二十四條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第二十五條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第二十六條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第二十七條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第二十八條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第二十九條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十一條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十二條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十三條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十四條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十五條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十六條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十七條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十八條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第三十九條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十一條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十二條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十三條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十四條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十五條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十六條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十七條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十八條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第四十九條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十一條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十二條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十三條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十四條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十五條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十六條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十七條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十八條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第五十九條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第六十條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第六十一條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

結果の公表及び保管)

第六十二條 建設大臣は、基本測量

の測量成果を得たときは、当該測

量の種類、精度並びにその実施の

用して測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が当該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるために、あらかじめその承認を得なければならぬ。

2 前項の規定により基本測量の測量成績を使用して測量を実施した者は、その実施に係る測量の測量成績を使用した基本測量の測量成績を明示しなければならない。

3 基本測量の測量成績を直接又は間接に使用して刊行物を出そつとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

第三十一條 地理調査所の長は、地かく、地ぼう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成績が現況に適合しなかつた場合においては、遅滞なく、その測量成績を修正しなければならない。

第三章 公共測量

第一節 計画及び実施

(公共測量の基礎)

第三十二條 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成績に基いて実施しなければならない。

(作業規程)

第三十三條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとする場合においては、あらかじめ當該測量に關し観測機械の種類、観測法、計算法等を規定した作業規程を定めて、建設大臣の承認を得なければならぬ。これを変更しようとして、建設大臣の承認を得なければならぬ。これと同様とする場合は、前項の規定に準用する。

2 公共測量は、前項の作業規程による場合も同様とする。

基いて実施しなければならない。
(作業規程の準則)
第三十四條 建設大臣は、測量審議会にはかつて、作業規程の準則を定めることができる。

第三十五條 建設大臣は、測量の正確さを確保し、又は測量の重複を除くためその他必要があると認めるとときは、測量計画機関に於して勧告し、又は測量計画機関から公共測量についての長期計画若しくは年度計画の報告を求めることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により勧告をする場合には、測量審議会にはかつてしなければならない。

3 基本測量の規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四條、第十六條、第十七條、第二十一条、第二十三條、第二十四条及び第二十六條中「地理調査所の長」であるのは「測量計画機関の長」とあるのは「測量計画機関の長」とある。

第三十六條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、左に掲げる事項を記載した計画書を添えて、あらかじめ地理調査所の長の技術的助言を求めなければならない。

第三十七條 測量計画機関又は測量作業機関の職員」と、「第十九條及び第二十条中「政府」とあるのは「測量調査所の職員」とあるのは「測量作業機関の職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第二十八條の規定は、前項に規定する測量成績の写及び測量記録の写の閲覽及びその謄本又は抄本の交付に準用する。

3 測量計画機関は當該機関の作成に係る測量成績及び測量記録の保管を地理調査所の長に委託することができること。

(測量成績の提出)

第三十八條 公共測量を実施する者は、當該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標であることを及び測量計画機関の名称を表示しなければならない。

2 公共測量を実施する者は、關係市町村長に対して當該測量を実施するため必要な廣告を求めることができる。

基いて実施しなければならない。

第三十九條 第十四條から第二十六條までの規定は、公共測量に準用する。

2 建設大臣は、前項の規定により勧告をする場合には、測量審議会にはかつてしなければならない。

3 共測量には、適しない。

第四十条 共測量の結果當該測量成績が充分な精度を有すると認める場合においては、測量の精度に関する意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。

第四十一条 地理調査所の長は、前項の規定により測量成績の写の送付を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。

第四十二条 地理調査所の長は、前項の規定により測量成績の写の送付を受けたときは、すみやかにこれを受けたときには、すみやかにこの結果を通知しなければならない。

第四十三条 公共測量の測量成績のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、當該測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。測量計画機関の長は、複製しようとする者がこれらを複製しようとする者は、當該測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第四十四条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、測量記録の写の送付を求めることができる。

2 地理調査所の長は、前項の場合において必要があると認めるとき

置したときは、遅滞なく、地理調査所の長に、その種類、敷地の所

在その他必要と認められる事項を通知しなければならない。

第三十九條 第三十三條、第三十五

條、第三十六條及び前條第三項の規定は、地理調査所が実施する公

共測量には、適しない。

第四十条 共測量の結果當該測量成績が充分な精度を有すると認める場合においては、測量の精度に関する意見を附して、その測量の種類、実

施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。

第四十一条 地理調査所の長は、前項の規定により測量成績の写の送付を受けたときは、すみやかにこの結果を通知しなければならない。

第四十二条 地理調査所の長は、前項の規定により測量成績の写及び同條第二項の測量記録の写に準用する。

第四十三条 公共測量の測量成績のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、當該測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第四十四条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、測量記録の写の送付を求めることができる。

2 地理調査所の長は、前項の規定により届出のあつた測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて公共性を

(測量成績の審査)

第四十一条 地理調査所の長は、前條の規定により測量成績の写の送付を受けたときは、すみやかにこの結果を通知しなければならない。

第四十二条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるために、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第四十三条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

第四十四条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第四十五条 第六條の基本測量及び公共測量以外の測量を実施しようとする者は、あらかじめ建設大臣に届け出なければならない。

第四十六条 前條第一項の規定により届出のあつた測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて公共性を

あると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

第四十七条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第四十八条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第四十九条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

第五十条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十一条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十二条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十三条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十四条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十五条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十六条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十七条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十八条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第五十九条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第六十条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第六十一条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第六十二条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第六十三条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第六十四条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第六十五条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

第六十六条 公共測量の測量成績を用いて測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成績が當該測量に關して適切なものであるか否かを確かめるため、當該測量成績を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならぬ。

有するものと認めるものについて
は、地理調査所の長は、当該測量
の実施者に対して、当該測量の測
量成績若しくは測量記録の閲覧又
はこれらの写の提出を求めるこ
ができる。測量成績又は測量記録
の写の提出を求める場合において
は、写の作成のための実費は、國
が負担する。

2 地理調査所の長は、前條第一項
の規定により届出のあつた測量の
作業規程について勧告すること
ができる。

3 第一項の規定により地理調査所
の長が測量成績若しくは測量記録
の閲覧又はこれらの写の提出を求
めたときは、測量の実施者は、正
當な事由があるときは、これを拒
むことができる。

（法律の適用除外及び第五條の測
量に準ずる測量）

第四十七條 小道路、建物又は宅地
若しくは小農地の境界若しくは面
積の測定のため等の局地的な測量
には、この法律を適用しない。但
し、これらの測量を実施する者が
地理調査所の長に対して技術的な
助言を求めることが妨げない。

2 基本測量及び公共測量以外の測
量で、國若しくは公共團体の許可
は、建設大臣において、測量審議
会にはかつて、公共測量として指
定することができる。この場合に
おいては、当該測量について、公
共測量に関する規定を適用する。

第五章 測量士及び測量士補

（測量士及び測量士補）

第四十八條 技術者として基本測量

又は公共測量に從事する者は、第
四十九條の規定に従い登録された
測量士又は測量士補でなければな
らない。

2 測量士は、測量に関する計画を 作製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作製した 計画に従い測量に從事する。

（測量士及び測量士補の登録）

第四十九條 第五十條又は第五十一 條の規定により測量士又は測量士 補となる資格を有する者は、測量 士又は測量士補にならうとする場 合においては、地理調査所の長に 対してその資格を証する書類を添 えて、測量士名簿又は測量士補名 簿に登録の申請をしなければなら ない。

2 測量士名簿及び測量士補名簿 は、地理調査所に備える。

3 第一項の規定により登録の申請 をしようとする者は、政令で定め ることにより、千円以内の手數 料を納めなければならない。

（測量士となる資格）

第五十條 左の各号の一に該当す る者は、測量士となる資格を有 する。

（測量士補となる資格）

第五十一條 左の各号の一に該当す る者は、測量士補となる資格を有 する。

（測量士補となる資格）

第五十二條 第五十條第五号の測量 士試験又は第五十一條第四号の測 量士補試験を受けようとする者 は、政令の定めるところにより、 五百円以内の手数料を納めなけれ ばならない。

（施行規定）

第五十四條 この法律に定めるもの を除くの外、測量士又は測量士補 の登録に関して必要な手続及び測 量士又は測量士補の試験課目その 他の試験に関して必要な手続は、政 令で定める。

第六章 測量審議会

（測量審議会の設置及び権限）

第五十五條 この法律に基く権限を 行い、及び測量に関する重要な事項 を調査審議するために、建設省 に、測量審議会を置く。

（測量審議会の組織）

第五十六條 測量審議会は、二十人 以下の委員で組織する。

（訴願）

第五十七條 測量審議会の主席は、 地理調査所において行う。

第七章 訴願

（訴願）

第五十八條 委員の手当及び旅費 は、國家公務員の給與に関する法 律の規定の範囲内において政令で 定める。

（委員の手当等）

第五十九條 測量審議会は、 地理調査所において行う。

第八章 罰則

（訴願）

第六十条 この法律の規定による行 政機関の処分に対する不服がある 者は、主務大臣に訴願することができ る。

（訴願）

第六十一條 第二十二條（第三十九 條において準用する場合を含む。） の規定に違反した者は、二年以下 の懲役又は五万円以下の罰金に處 する。

（訴願）

第六十二條 左の各号の一に該当す る者は、一年以下の懲役又は三万 円以下の罰金に處する。

（訴願）

修め、当該学校を卒業した者
で、測量に関し三年以上の実務
の経験を有するもの

一 死亡したとき。
二 この法律の規定に違反し罰金
以上の刑に処せられたとき。

第五十七條 測量審議会に会長を置
き、委員の互選によつて、これを定
める。

2 会長は、会務を総理する。

3 測量審議会は、あらかじめ委員
のうちから、会長が就職のある場
合に会長を代理する者を互選で定
めて置かなければならない。

4 前項の委員は、再任されること
ができる。

5 委員の手当等は、再任されること
ができる。

6 委員の手当等は、再任されること
ができる。

7 委員の手当等は、再任されること
ができる。

8 委員の手当等は、再任されること
ができる。

9 委員の手当等は、再任されること
ができる。

10 委員の手当等は、再任されること
ができる。

11 委員の手当等は、再任されること
ができる。

12 委員の手当等は、再任されること
ができる。

13 委員の手当等は、再任されること
ができる。

14 委員の手当等は、再任されること
ができる。

15 委員の手当等は、再任されること
ができる。

16 委員の手当等は、再任されること
ができる。

17 委員の手当等は、再任されること
ができる。

18 委員の手当等は、再任されること
ができる。

19 委員の手当等は、再任されること
ができる。

20 委員の手当等は、再任されること
ができる。

21 委員の手当等は、再任されること
ができる。

22 委員の手当等は、再任されること
ができる。

23 委員の手当等は、再任されること
ができる。

24 委員の手当等は、再任されること
ができる。

25 委員の手当等は、再任されること
ができる。

26 委員の手当等は、再任されること
ができる。

27 委員の手当等は、再任されること
ができる。

28 委員の手当等は、再任されること
ができる。

29 委員の手当等は、再任されること
ができる。

30 委員の手当等は、再任されること
ができる。

31 委員の手当等は、再任されること
ができる。

32 委員の手当等は、再任されること
ができる。

33 委員の手当等は、再任されること
ができる。

34 委員の手当等は、再任されること
ができる。

35 委員の手当等は、再任されること
ができる。

36 委員の手当等は、再任されること
ができる。

37 委員の手当等は、再任されること
ができる。

38 委員の手当等は、再任されること
ができる。

39 委員の手当等は、再任されること
ができる。

40 委員の手当等は、再任されること
ができる。

41 委員の手当等は、再任されること
ができる。

42 委員の手当等は、再任されること
ができる。

43 委員の手当等は、再任されること
ができる。

44 委員の手当等は、再任されること
ができる。

45 委員の手当等は、再任されること
ができる。

46 委員の手当等は、再任されること
ができる。

47 委員の手当等は、再任されること
ができる。

48 委員の手当等は、再任されること
ができる。

49 委員の手当等は、再任されること
ができる。

50 委員の手当等は、再任されること
ができる。

51 委員の手当等は、再任されること
ができる。

52 委員の手当等は、再任されること
ができる。

53 委員の手当等は、再任されること
ができる。

54 委員の手当等は、再任されること
ができる。

55 委員の手当等は、再任されること
ができる。

56 委員の手当等は、再任されること
ができる。

57 委員の手当等は、再任されること
ができる。

58 委員の手当等は、再任されること
ができる。

59 委員の手当等は、再任されること
ができる。

60 委員の手当等は、再任されること
ができる。

61 委員の手当等は、再任されること
ができる。

62 委員の手当等は、再任されること
ができる。

63 委員の手当等は、再任されること
ができる。

64 委員の手当等は、再任されること
ができる。

65 委員の手当等は、再任されること
ができる。

66 委員の手当等は、再任されること
ができる。

67 委員の手当等は、再任されること
ができる。

68 委員の手当等は、再任されること
ができる。

69 委員の手当等は、再任されること
ができる。

70 委員の手当等は、再任されること
ができる。

71 委員の手当等は、再任されること
ができる。

72 委員の手当等は、再任されること
ができる。

73 委員の手当等は、再任されること
ができる。

74 委員の手当等は、再任されること
ができる。

75 委員の手当等は、再任されること
ができる。

して、眞実に反するものたるし
める行爲をした者

二 第四十八條第一項の規定に違
反した者

第六十三條 左の各号の一に該當す
る者は、六月以下の懲役又は一万
円以下の罰金に処する。

一 正當の理由がなくて基本測量
又は公共測量の実施を妨げた者

三 第五條（第三十九條において
準用する場合を含む。）の規
定による土地の立入を拒み、又
は妨げた者

四 第十八條（第三十九條におい
て準用する場合を含む。）の規
定による土地、樹木又は工作物
の一時使用を拒み、又は妨げた
者

五 第六十四條 左の各号の一に該當す
る者は、一方円以下の罰金に処す
る。

第六十五條 法人の代表者又は法人
した者

三 第三十條第一項の規定に違反
した者

第六十六條 法人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務に関して前四條の違反行爲をし
たときは、行爲者を罰する外、そ
の法人又は人に對しても各本條の
罰金刑を科する。

1. (施行の期日)

この法律は、公布の日から起算
して九十日を経過した日から施行
する。

(陸地測量標條例等の廃止)

2. 陸地測量標條例（明治二十三年
法律第二十三号）及び陸地測量標
條例施行細則（明治二十八年陸軍
省令第十七号）は、廢止する。

3. この法律施行前にした陸地測量
標條例に違反する行爲に対する罰
則の適用については、なお、從前
の例による。

(測量士及び測量士補に関する經
過規定)

4. この法律施行の日から一年間に
限り、測量士又は測量士補でない
者でも、第四十八條の規定にかか
わらず、基本測量又は公共測量に
從事することができる。

(この法律施行前の測量成果、測
量記録及び測量標)

5. この法律施行前に陸地測量標
條例に基いてした測量で、基本測
量の範囲に属するものの測量成
果、測量記録及び測量標は、この
法律に基く基本測量の測量成果、
測量記録及び測量標とみなす。

6. この法律施行前にした測量で、
建設大臣が測量審議会にはかつて
指定したものの測量成果、測量記
録及び測量標は、當該測量を計画
した者の

三 第二十九條の規定に違反した
者

第六十七條 法人の代表者又は法人
した者

三 第三十條第一項の規定に違反
した者

第六十八條 左の各号の一に該當す
る者は、一方円以下の罰金に処す
る。

第六十九條 左の各号の一に該當す
る者は、一方円以下の罰金に処す
る。

第七十條 法人の代表者又は法人
した者

三 第三十條第一項の規定に違反
した者

第六十一条 法人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務に関して前四條の違反行爲をし
たときは、行爲者を罰する外、そ
の法人又は人に對しても各本條の
罰金刑を科する。

量の測量成果又は測量記録とみな
されたもの又はその写を地理調査
所の長に差付させることができ
る。

(この法律施行の際実施中の公共
測量の措置)

この法律施行の際、現に実施中
の測量で、公共測量に属するもの
については、第三十二條、第三十
三条及び第三十六条の規定は、適
用しない。但し、当該測量がこの
法律施行の日から一年以内に完了
しない場合においては、一年後に
実施される分については、この限
りでない。

第三は基本測量及び公共測量に從事
する技術者は測量士又は測量士補とし
て登録すべきことを定め、その資格及
び試験を規定いたしております。

第四はこの法律の運営を適切なら
しめ、又重要な事項を審議するため建設
省に測量審議会を設けることを定め
て、その組織及びそれに必要な規定
を設けておるのであります。尚、測量
法に基き國又は公共團體のなした処分
に対する訴願の途を開くと共に、必要
なる罰則並びに附則を設けたので
あります。

第五は(起立者多数)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第六は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第七は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第八は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第九は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第十は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第十一は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第十二は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

第十三は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
この際、日程に

○議長(松平恒雄君)この際、日程に
追加して、航路標識法案、(内閣提出)
船舶公報法の一部を改正する法律案、
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござ
いませんか。

を図る目的を以て本測量法案が提出さ
れたのであります。このの法案主なる
が述べられたのであります。これに對
的数値或いは測量の原点等の基準を定
めておることでございます。

第一点は測量の実施上必要な基本
的数値或いは測量の原点等の基準を定
めることでございます。

第二は測量を基本測量、公共測量及
びその他の測量の三つに分類をするこ
とに定めてあります。

第三は基本測量及び公共測量に從事
する技術者は測量士又は測量士補とし
て登録すべきことを定め、その資格及
び試験を規定いたしております。

第四はこの法律の運営を適切なら
しめ、又重要な事項を審議するため建設
省に測量審議会を設けることを定め
て、その組織及びそれに必要な規定
を設けておるのであります。尚、測量
法に基き國又は公共團體のなした処分
に対する訴願の途を開くと共に、必要
なる罰則並びに附則を設けたので
あります。

第五は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
別に御発言もな
れば、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
件を附しまして、本法案に賛成すると
いう意見が開陳されたのであります。

第六は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
かくて採決の結果、多數を以て可決す
べきものと決定いたしました。右御報
告いたします。(拍手)

第七は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第八は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第九は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十一は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十二は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十三は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十四は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十五は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十六は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十七は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十八は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十九は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第二十は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第二十一は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

規定すべきものではないとの反対意見
が述べられたのであります。これに對
して、總務課の北條委員より、各事業
の運営について東洋せざるよう行政の運
用に慎重を期せられたいといふ希望條
件を附しまして、本法案に賛成すると
いう意見が開陳されたのであります。

第一点は測量の実施上必要な基本
的数値或いは測量の原点等の基準を定
めることでございます。

第二は測量を基本測量、公共測量及
びその他の測量の三つに分類をするこ
とに定めてあります。

第三は基本測量及び公共測量に從事
する技術者は測量士又は測量士補とし
て登録すべきことを定め、その資格及
び試験を規定いたしております。

第四はこの法律の運営を適切なら
しめ、又重要な事項を審議するため建設
省に測量審議会を設けることを定め
て、その組織及びそれに必要な規定
を設けておるのであります。尚、測量
法に基き國又は公共團體のなした処分
に対する訴願の途を開くと共に、必要
なる罰則並びに附則を設けたので
あります。

第五は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
別に御発言もな
れば、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
件を附しまして、本法案に賛成すると
いう意見が開陳されたのであります。

第六は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
かくて採決の結果、多數を以て可決す
べきものと決定いたしました。右御報
告いたします。(拍手)

第七は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第八は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第九は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十一は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十二は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十三は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十四は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十五は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十六は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十七は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十八は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

第十九は(起立者多数)○議長(松平恒雄君)
告いたします。(拍手)

規定期に於けるものではありません。

航路標識法案

航路標識法

（この法律の目的及び用語の定義）

な措置をすべき」とを命ずると
ができる。

(事故発見者の報告義務)
第七條 航路標識に事故のあること

る。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至つたときも同様で

同條第二項の規定により航路標識を收用する場合にあつては當

第四條 前條第二項に規定する場合

を発見した者は、直ちに、その旨

ある。

該航路標識を建設するとすれば

第一條 この法律は、航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能力率の増進を図ることを目的とする。

の外、船舶交通の安全を図るために
必要があると認めるときは、海上保安廳長官は、海上保安廳以外の
者が設置した航路標識の所有者又は管理者に対し、当該航路標識の
改善、移轉、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることがで
きる。

2 を海上保安廳又はもよりの海上保安廳の事務所に通報しなければならない。
(燈火等の制限)

航路標識を設置したときに現に現れた植物が当該航路標識の視認を妨げ、又は妨げるようになったときは、海上保安廳長官は、その権限の有する者に対し、障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

通常要すべき費用から当該航路標識の減價部分に相当する額を控除した額、第十條第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去・移設その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時價によつて算定した該損失物についての損失額に相当する

第二條 航路標識の設置及び管理

（航路標識の現状の変更） とがである。

第九條 航路標識の機能の障害となる虞のある建築物の建設、沈没物

らない。
船舶は、航路標識にけい留させ

請があつたときは、遅滞なく、
補償すべき金額を決定しなけれ

てその者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができる。
第三條 前條但書の規定により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないように努めなければならない。

2 前項の管理者は、その管理している航路標識の現状に変更があつたときは、省令の定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安廳長官の許可を受けなければならない。

する工事又は作業についてその妨
害を有する者に対する、航路標識の
機能の障害を防ぐため必要な措置
をすべきことを命ずることがであ
る。

(活損行爲の禁止)
第十二條 何人も、航路標識をよごし、又は損傷を及ぼす虞のある行為をしてはならない。
(損失補償)

四 前号の決定について不服のある者は、運輸大臣に訴願をすることができる。
五 前号の規定は、損失を受けた者が裁判所に訴を提起することを妨げるのではない。

2 漁上保安廳以外の者が記載した
航路標識がその所有者又は管理者
の責に帰すべき事由又は通常予想
すべき事由によつて、その機能に
支障をきたし、船舶交通安全に障
害を生じたときは、海上保安廳長
官は、当該所有者又は管理者に對
し、その障害の除去のために必要

(航路標識の告示)
第六條 海上保安廳長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は他の現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

2 ある植物を植えてはならない。
三 海上保安廳長官は、前項の規定
に違反して植えられた植物について
てその権原を有する者に対し、當該
植物の航路標識の障害となる恐
れがある場合は、その他の必要な措
分の除去、移植その他必要な事
をすべきことを命ずることができ

一 项又は第十條第三項の規定によつて生じた損失に對しては、左に定めるところにより補償をするものとする。

十四條 海上保安廳長官又は海上保安官は第八條第二項、第九條第二項及び第十條第二項若しくは第三項の命令をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除いて、関係人に對しあらかじめ期日及び場所を通知して聴聞をしなければならない。当該関係人は、聴聞

を更に民主的且つ公正な形において整備強化し、これを法制化しようとする立法であつて、産業の合理化と輸出の振興とが強く要請される現状において適切な処置と認められる。

但し、通商産業省設置法案及び國家公務員法との関係事項並びに本法案による処分に関する條項につき修正を行い、完備を期した。

二、事件の利害得失

鉱工業品の規格の全國的統一を促進し、規格品の生産向上、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化が期待される。

三、費用
本法案施行のため差当り経費を要しない。

右 工業標準化法案

昭和二十四年五月六日

内閣総理大臣 吉田 茂

工業標準化法案

(法律の目的)

第一條 この法律は、適正且つ合理的な工業標準の制定及び普及によ

り工業標準化を促進することによつて、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全般に統一し、又は單純化することをいい、「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。

一 鉱工業品(医薬品、農薬、化學肥料、叢糞及び食料品その他指定農林物資検査法(昭和二十一年法律第二百十号)による指定農林物資を除く。以下同じ。)

二 鉱工業品の生産方法、設計方

法、製圖方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関

する作業方法若しくは安全條件

性能、耐久度又は安全度

三 鉱工業品の包装の種類、形

式、形状、寸法、構造、性能若

しくは等級又は包装方法

四 鉱工業品に関する試験、分

析、鑑定、検査、検定又は測定

の方法

五 鉱工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は

六 建築物その他の構築物の設

計、施行方法又は安全條件

(日本工業標準調査会)

第三條 商工省は日本工業標準調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、工業標準化の促進に關し、関係各大臣の諮詢に應じて、

答申し、又は関係各大臣に対し建議することができる。

第四條 調査会は、委員三百五十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び

関係各廳の職員のうちから、関係各大臣の推薦により、内閣総理大臣が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中これを解任することを妨げない。

2 会長は、調査会の事務を總理する。

2 第四條第二項の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、當該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任する。

2 第四條第二項の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

2 専門委員は、会長の申出によつて、専門の事項を調査する。

3 専門委員は、会長の申出によつて、専門の事項を調査する。

2 主務大臣は、調査会が制定すべきものと答申した工業標準の案が

すべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不适当に差別を附するものでなく、適當であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

2 主務大臣は、調査会が制定すべ

くものと答申した工業標準の案がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不适当に差別を附するものでなく、適當であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

2 調査会又は工業標準に實質的な意見をきくことができる。

2 調査会又は工業標準に實質的な利害關係を有する者は、工業標準がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不适当に差別を附するものでなく、適當であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

2 調査会又は工業標準に實質的な利害關係を有する者は、工業標準がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不适当に差別を附するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会を開催を請求することができる。

3 主務大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。

4 主務大臣は、公聴会において明

らかにされた事實を検討し、工業標準を調査会に附議し、その改正について適切な審議を行わせなけ

(工業標準の制定)

第十一條 主務大臣は、工業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会の議決を聽なければならない。

2 主務大臣は、工業標準を制定し、確認し、改正し、又は停止したときは、これを公示しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による

申請を受けた場合において、調査会の意見を徵し、その申請に係る工業標準を制定すべきものと認め

るときは、工業標準の案を調査会に附議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を附してその旨を申請人に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により申出を受けた場合において、調査会の意見を徵し、その申出に係る工業標準を制定すべきものと認め

るときは、工業標準の案を調査会に附議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を附してその旨を申請人に通知しなければならない。

2 何人も、第十一條の規定により制定された工業標準でないものを日本工業規格と称してはならない。

2 主務大臣は、前項の規定により制定された工業標準は、日本工業規格という。

2 何人も、第十一條の規定により制定された工業標準でないものを日本工業規格と称してはならない。

2 調査会は、省令で定める

公正な手続にしたがい、工業標準の案を審議し、その結果を主務大臣に答申しなければならない。

2 主務大臣は、調査会が制定すべきものと答申した工業標準の案がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不适当に差別を附するものでなく、適當であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

2 調査会又は工業標準に實質的な利害關係を有する者は、工業標準がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不适当に差別を附するものでなく、適當であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

2 調査会又は工業標準に實質的な利害關係を有する者は、工業標準がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不适当に差別を附するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会を開催を請求することができる。

3 主務大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。

4 主務大臣は、公聴会において明

らかにされた事實を検討し、工業標準を調査会に附議し、その改正について適切な審議を行わせな

ることに調査会の審議に附し、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止されることは改正し、若しくは廃止されなければならない。

2 主務大臣は、工業標準を制定し、確認し、改正し、又は停止したときは、これを公示しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により申出を受けた場合において、調査会の意見を徵し、その申出に係る工業標準を制定すべきものと認め

るときは、工業標準の案を調査会に附議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を附してその旨を申請人に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により制定された工業標準は、日本工業規格と称してはならない。

2 何人も、第十一條の規定により制定された工業標準でないものを日本工業規格と称してはならない。

2 主務大臣は、前項の規定により制定された工業標準は、日本工業規格といふ。

ればならない。

5 前四項に定めるもの外、公聴会について必要な事項は、省令で定める。

(表示) 第十九條 主務大臣が特に必要があると認めて調査会の議決を経て鉱工業品の品目を指定したときは、

その製造業者は、主務大臣の許可を受けてその製造する当該鉱工業品又はその包装若しくは容器に、

当該鉱工業品が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附すことができる。

2 主務大臣は、前項の許可をしようとするときは、その製造業者の申請に係る鉱工業品の製造設備、

検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産條件を審査しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による審査の結果に基き、許可をするかどうかを決定し、その旨を申請人には通知するとともに、許可に係る品目及び許可を受けた製造業者の氏名又は名称を公示しなければならない。

4 第一項の表示に関する必要な事項は、省令で定める。

5 第一項の規定により指定された品目の鉱工業品(以下「指定商品」という。)については、第一項の許可を受けた製造業者でなければ、何人も、その取り扱い指定商品又はその包装若しくは容器に、その指定商品が日本工業規格に該当することを示す表示を附す。

2. 又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

(手数料) 第二十條 前條の規定による許可を受ける者には、政令で定める手数料を納めなければならない。

(表示についての申請) 第二十一條 第十九條第一項の表示の附してある指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当しないと認める者は、主務大臣にその旨を申し出ることができる。

(検査) 第二十二條 主務大臣は、前條の規定による申出を受けたとき、その職員に第十九條第一項の許可を受けた製造業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、指定商品若しくはその原材料又はその製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産條件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果に基き、許可をするか否かを決定し、その旨を申請人には通知するとともに、許可に係る品目及び許可を受けた製造業者の氏名又は名称を公示しなければならない。

4 第一項の表示に関する必要な事項は、省令で定める。

5 第一項の規定により指定された品目の鉱工業品(以下「指定商品」という。)については、第一項の許可を受けた製造業者でなければ、何人も、その取り扱い指定商品又はその包装若しくは容器に、その指定商品が日本工業規格に該当せざり得ない。

2. 又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

(罰則) 第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

2. 第十九條第五項の規定に違反した者

2. 第二十三條の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

2. 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は

忌避した者は、三万円以下の罰金に處する。

2. 第二十六條 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は

忌避した者は、三万円以下の罰金に處する。

2. 第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

1. 附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○小畠哲夫君 只今議題となりました工業標準化法案に關し、委員会の審査の經過並びに結果について御報告申上

めるときは、その製造業者に対する表示の変更若しくは指定商品の販賣の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

(不服の申出) 第二十四條 前條の規定による処分に係るところにより、主務大臣にその旨を申し出ることができる。

2. 主務大臣は、前項の申出が正当であると決定したときは、適正な処置をとり、正当でないと決定したときは、理由を附してその旨を申出人に通知しなければならない。

〔小畠哲夫君登壇、拍手〕

2. 工業標準調査会官制(昭和二十一年勅令第九十八号)は、廃止す

る。

○小畠哲夫君 只今議題となりました工業標準化法案に關し、委員会の審査の經過並びに結果について御報告申上

ます。終戦後の經濟統制が専らその重點を數量的増産に置いていたために、粗製濫造の結果、品質劣悪なる製品が街に溢れ、一般消費者並びに使用者は非常な迷惑を受けています。一方輸出振興につきましても、戦前のごとくメイド・イン・ジャパンが安からぬ思からうの代名詞であつたことは、以後の國際市場において優秀なる外國製品とは到底競争ができないのであります。

るに我が國經濟の再建は貿易の振興による外なく、そのためには、國內産業の合理化により、生前の飛躍的増強を國ならなければならないのであります。

第八項に「すべての重要國產原料

の基準の制定ですが、制定に關しましては、公正で適正且つ合理的な工業標準の制定と、その統一的整備を促進することを目的とし、又商工大臣の下に工業標準化調査会を設置し、その主務大臣は、工業標準を制定しようとするときは、予め調査会の議決を経なければならないとしたことであります。又特に産業面、生產面、行政面より必要ありと認めた場合は、主務大臣は調査会の議決を経て鉱工業品の品目を指定することができるよう途

第三点といたしましては、規格該當品に対し企業体が自発的に表示を付す制度と、表示の許可に伴う工業の審

品及び建築物等の全國的統一を図り、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進、その他生産の合理化、取引の單純化及び消費の合理化を図ることを目的としております。以上大體本法案の提案の理由を申上げました。

次に法案の内容を簡単に申上げます。本法案の骨子は大体次の三点に分類されます。先ず第一点といたしましたて、工業標準化及び工業標準の概念を明確化しております。工業標準化とは、鉱工業品の種類、型式、形状、寸法、成分、性能その他の生産方法等に関する規格及び試験、検査、用語、記号等に関する規格並びに建築物その他の構造物の設計、施工方法に関する規格等を至全国的に統一し、單純化することを言い、工業標準とはその基準を言います。

第二点といたしまして、工業標準化の基準の制定ですが、制定に關しましては、公正で適正且つ合理的な工業標準の制定と、その統一的整備を促進することを目的とし、又商工大臣の下に工業標準化調査会を設置し、その主務大臣は、工業標準を制定しようとするときは、予め調査会の議決を経なければならないとしたことであります。又特に産業面、生產面、行政面より必要ありと認めた場合は、主務大臣は調査会の議決を経て鉱工業品の品目を指定することができるよう途

査制度の実施を図つておることであります。

以上要約しますと、從來の官制による工業標準調査会の工業標準化を更に整備し、拡充し、公正且つ民主的方法によつて法制化せんとするものであります。以上が大体法案の概略であります。

次に委員会における主なる質疑回答につきまして申上げます。委員会におきましては慎重なる審議をいたし、熱心なる質疑が行されました。一委員から、本法案施行により中小企業を困らせることがあるのではないかとの質問がありました。これに対し政府は現在工場の大部分は中小企業であり、従つて工業標準も実質的に中小企業の現状に適するよう制定されると思われる。それでも専門的規格品を作らないときは、技術的指導と規格の普及により、能率的な生産方法を行い、労力、材料及び動力等の節約を來し、決して不利にはならない旨の答弁がありました。尚、他の委員より、現在ある規格と本法案によつてできる日本工業規格との関係はどうなるかとの質問に対し、政府は、現在ある三つの規格、即ち日本規格、日本標準規格、臨時日本標準規格を整理検討して、更に今後本法案に基き、実現可能なものから逐次規格を作つて行く旨の答弁がありました。尚、他の委員より、鉄工業製品の基礎となるべき品目に対するは、本法に強制力を持たせて、規格外品の製造禁止或いは嚴重な罰則を設けるべきではないかといふ質問に対し、政府は、本法は決して強制すべきものではなく、規格品による社会的信用を獲得し、販路の拡大、品質の向上、取引の確実性等により、

自然に規格外品は市場より駆逐されるようになるよう努力すべきだと思う、

但し保守及び衛生に害あるものは、それを規則により取締りが行われている

旨の答弁がありました。その他種々熱心な質疑回答を行われましたが、詳細は速記録に譲り省略させて頂きます。

次いで討論に入りましたところ、山田委員より修正の動議が提出されました。修正の第一点は、通商産業省の設置法案に関連し、本法案中の商工省及び商工大臣を通商産業省及び通商大臣に改め、附則第一條を削除しようといふのであります。第二点は、國家公務員法との関連において、日本工業標準調査会委員の任命を原案の總理大臣より通商産業大臣に改め、又調査会に關する省令委任の範囲を明確にしようといふのであります。第三点といたしましては、第二十三條の規定による処分をする場合におきましては、旅館業法、公衆浴場法等の例のごとく、公開による聽聞を行い、利害關係人に對しまして、弁明その他の証據の提出の機会を與えるよう二十四條を修正し、これにより、その処分の慎重を期したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として法務委員に遠山内市君を、建設委員に水久保甚作君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として法務委員に遠山内市君を、建設委員に水久保甚作君を指名いたします。

本日はこれにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まして、弁明その他の証據の提出の機会を與えるよう二十四條を修正し、これにより、その処分の慎重を期したいと存じます。これに対し平岡委員より賛成の旨の発言があり、先ず修正案を議題といたしましたところ、全会一致で可決いたしました。次いで修

正案を付した事件

○本日の会議に付した事件

一、常任委員辞任及び補欠の件
一、日程第一 郵便局法及び郵便振替金法の一部を改正する法律案

一、日程第二 郵便局法の一部を改正する法律案
一、日程第三 郵便局法に基づいて監督する証券の整理に関する法律案

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長の報告通り修正議決する

ことに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕 ○議長(松平恒雄君) 過半数と認めました。

○議長(松平恒雄君) 決せられました。

一、日程第四 郵便切手類賣ばき所に關する法律案

一、日程第五 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案

一、日程第七 失業保険法の一部を改正する法律案

一、日程第八 職業安定法の一部を改正する法律案

一、日程第九 職業安定法の一部を改正する法律案

一、日程第十 勞働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

一、日程第十一 未復員者給與法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 開校法の一部を改正する等の法律案

一、日程第十三 専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案

一、日程第十四 國庫余裕金の繰替使用に関する法律案

一、日程第十五 傳染病予防法の一項を改正する法律案

一、日程第十六 國立公園法の一部を改正する法律案

一、日程第十七 死体解剖保存法案

一、日程第十八 年齢のとなえ方に關する法律案

一、日程第十九 教育委員会法の一項を改正する法律案

一、日程第二十 学校教育法の一部を改正する法律案

一、日程第二十一 測量法律案

一、航路標識法律案

一、船舶公團法の一部を改正する法律案

一、常任委員辞任及び補欠の件

一、工業標準化法律案

一、日程第二十二 学校教育法の一部

一、日程第二十三 測量法律案

一、日程第二十四 航路標識法律案

一、日程第二十五 國庫余裕金の繰替

一、日程第二十六 國立公園法の一部を改正する法律案

一、日程第二十七 死体解剖保存法案

一、日程第二十八 年齢のとなえ方に關する法律案

一、日程第二十九 教育委員会法の一項を改正する法律案

一、日程第三十 学校教育法の一部を改正する法律案

一、日程第三十一 測量法律案

出席者は左の通り。

議長 松平恒雄君
副議長 松嶋喜作君

議員 阿竹齊次郎君
市來乙彦君
井上なつみ君
岩本月洲君
小林米三郎君
宇都宮登君
江熊哲君
加賀堺君
鎌田逸郎君
來馬琢道君
小杉イキ君
河井鶴八君
梅原眞蔵君
小野哲君
高良とみ君
小宮山常吉君
西郷吉之助君
柏木庫治君
河井鶴八君
佐伯卯四郎君
佐藤尚武君
鈴木直人君
高田寛君
伊達源一郎君
野田俊作君
東浦庄治君
姫井伊介君
堀越儀郎君
松井道夫君
三島通陽君
矢野酉雄君
赤木正雄君
安部定君
伊藤保平君
奥むめお君
岡部常君
岡元義人君

